



せきしんの現況

Disclosure

2024



——地元とともに——
関信用金庫



ごあいさつ

理事長 石竹 智範

皆さまには、平素より、私ども関信用金庫に対しまして、格別のご支援とご愛顧を賜り、まことに有難うございます。本年も当金庫に対するご理解を一層深めていただくために、「せきしんの現況2024」を作成いたしました。本誌により地元金融機関としての「せきしん」をさらに身近に感じていただければ幸いに存じます。

令和5年度は、令和2年以降4年間にわたり社会が新型コロナウイルスの脅威に晒されて来ましたが、新型コロナウイルスが変異を繰り返し弱毒化した事、ワクチン接種が国内で進んだ事から政府は昨年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけを「5類感染症」に変更し、ようやく行動制限がない生活を取り戻す状況になってきました。一般社会においては、人の流れが急速に正常化に向かい、旅行や外食など非製造業の分野において、これまでの逸失利益を取り戻そうと活況が続いています。日銀短観においても、業況判断指数の改善度合いは製造業より非製造業の方が顕著に現れています。しかし、この分野の最大の障害になっているのは、コロナ禍で解雇した従業員を再び呼び戻すことができず人件費が高騰し、人員が確保できていないことです。円安環境もあって、訪日外国人（インバウンド）の流入人口はコロナ前に回復しており、全国の観光地は賑わっていますが、本当に業況の改善に結びついているのかはまだ確信が持てない状況であります。

一方製造業においては、コロナ禍から先行して業況が改善していましたが、ロシア・ウクライナ紛争に端を発した資源価格の高騰や半導体の供給態勢の乱れから計画通りに設備投資が進まず、業況は低調に推移しています。

製造業においても人手不足は深刻で、働き方改革による政府が求める賃上げは企業のコストアップに繋がり、特に中小・零細企業では価格転嫁が進んでおらず、賃上げは実施しづらい状況にあります。

海外に目を転ずれば、米国においては2年間にわたるFRBの利上げが漸く物価の上昇にブレーキを掛け始め経済に後退懸念が出てきたため、本年は2回から3回程度の利下げが予想されています。欧州も物価上昇に打ち止め感が出ており同様な金融政策に転ずるものと思われます。

わが国の金融政策においては、昨年日銀総裁が植田和男氏に交代してからもマイナス金利政策は維持されていましたが、本年3月の金融政策決定会合において2024年の賃上げが昨年を大幅に上回り、2%の物価目標を持続的・安定的に達成できる環境が整ったと判断し、マイナス金利政策が解除されました。日銀が政策金利を引き上げるのは2007年2月以来17年振りとなります。金融政策は大規模緩和から正常化へと向かい、本年からはいよいよ「金利のある世界」に突入します。預金金利についてはマイナス金利政策解除後、早速引き上げられており、貸出金利についても、今後大手行から順に短プラ・長プラを引き上げる動きが出るものと思われます。

産業界においては、脱炭素社会の実現に向けた取組み等SDGsへの関心が高まっています。企業にもサステナブルな経営が求められており、経済的な利益を追求するだけでなく、環境や社会に対しても責任を負い、持続可能な発展を目指さなければいけません。中小企業においても早期にこの課題に取り組んでいかなければ、競争力の低下を招きかねません。大手企業が地方に拠点を求める場合にも、再生エネルギーが当地で利用可能かどうかを選択の大きな判断要素になってきています。当金庫は、二酸化炭素排出量の測定支援やセミナーの開催支援等、お客さまに有益となる数々の団体と業務提携をしており、本年もこの分野を中心に支援活動をより推進していく所存です。また、重点課題の一つとしてマネロン・テロ資金供与対策に向けた取組みについても、本年も同様に注力していきたいと思っております。

何卒今後とも、会員の皆さまの末長く変わらぬご支援とご愛顧をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。



会長 櫻井広志



理事長 石竹智範

令和6年6月1日付にて、理事長 櫻井広志が会長に就任し、
常務理事 石竹智範が理事長に就任いたしました。

目次

ごあいさつ……………	1	景気動向調査……………	13
目次……………	2	経営者保証に関する取組方針及び「経営者 保証に関するガイドライン」への取組状況	14
経営理念・基本方針……………	3	お客様アンケート調査結果のご報告……………	14
経営管理(ガバナンス)……………	3	せきしんのSDGs宣言……………	15
組織図……………	4	トピックス……………	18
総代会制度……………	5	CSR(社会的責任)、地域社会への貢献活動	21
内部管理態勢の整備……………	6	営業地区と店舗のご案内……………	22
反社会的勢力に対する基本方針……………	6	ATM・貸金庫・夜間金庫一覧表……………	22
貸出運営に関する方針……………	6	営業のご案内……………	23
お客さま本位の業務運営に関する基本方針	6	手数料一覧……………	27
顧客保護等管理方針……………	7	当金庫の歩み……………	28
金融ADR制度への対応……………	7	資料編……………	29
預金保険制度……………	7		
預金者保護制度……………	8		
コンプライアンス(法令等遵守)への取組み…	9		
当金庫のマネー・ローンダリング等防止・金融 犯罪対策に関する取組み……………	9		
個人情報保護について……………	10		
利益相反管理方針……………	10		
統合的リスク管理態勢……………	10		
地域活性化のための取組状況……………	12		



- ◎ 名 称
関 信用金庫
- ◎ 創 立
明治41年9月18日
- ◎ 所 在 地
関市東貨上12番地の1
- ◎ 預 金
300,085百万円
- ◎ 貸 出 金
125,745百万円
- ◎ 店 舗 数
12店舗 (令和6年3月末現在)

経営理念

- ◎中小零細企業の健全なる育成
- ◎ニーズの多様化に即応し豊かな国民生活の実現に寄与する
- ◎豊かな地域社会の繁栄に貢献
- ◎役職員ならびに家族の将来に亘っての生活の安定と幸福の実現

基本方針

- 1.健全経営
- 2.業容拡大
- 3.効率化促進
- 4.人材育成
- 5.地域奉仕

役員一覧

令和6年6月30日現在

会 長	櫻井 広志	非 常 勤 理 事	遠藤 宏治 ※1
理 事 長	石竹 智範	非 常 勤 理 事	服部 哲久 ※1
常 務 理 事 (資金運用部長)	高井 伸穂	非 常 勤 理 事	藪下 武司 ※1
常 勤 理 事 (監査部長)	三尾 充男	常 勤 監 事	黒田 周二
常 勤 理 事 (融資部長)	長村 益穂	非 常 勤 監 事	渡邊 泰宏 ※2
常 勤 理 事 (営業統括部長)	村瀬 光昭	非 常 勤 監 事	伊佐地英俊
常 勤 理 事 (総務部長)	五島 利保	会 計 監 査 人 の 名 称	五十鈴監査法人

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

経営管理(ガバナンス)

総代会制度とは

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や会員懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

〈総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。〉



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、80人以上130人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和6年6月末現在の総代数は96人で、会員数は14,836人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(右記)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- 1 総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任する。
- 2 選考委員会を開催のうえ、選考委員が総代候補者を選考する。
- 3 上記2により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

総代候補者選考基準

- 1 資格要件
 - 当金庫の会員であること。
- 2 適格要件
 - 当金庫の経営理念及び地域金融機関としての使命をよく理解し、賛同する人であること。
 - 当金庫との緊密な取引関係を有すると共に、人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる人であること。
 - 地域における信望が厚く、深い人縁関係を有し、良識をもって正しい判断ができる人であること。
 - 総代の定年は満75歳とする。満75歳未満の総代を選任し、任期期間中に定年年齢に到達した場合は、任期満了までとする。

第73回通常総代会の決議事項

令和6年6月17日に開催された第73回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

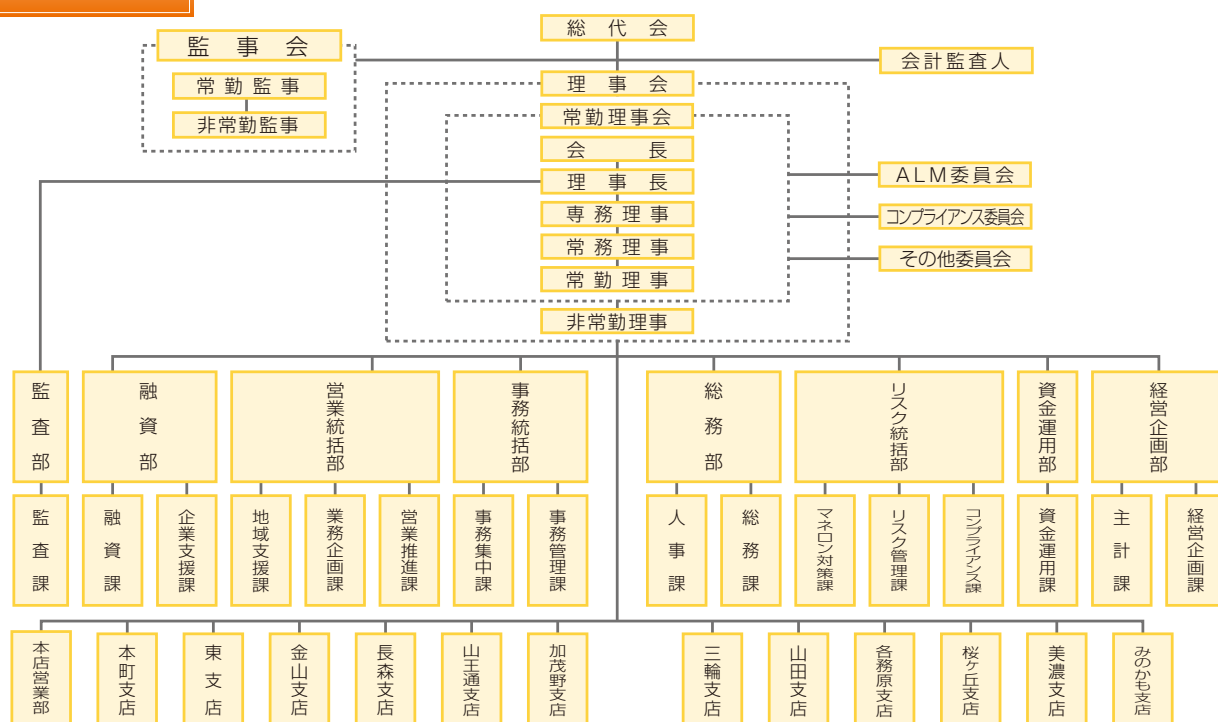
報告事項	第80期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件		
決議事項	第1号議案	第80期剰余金処分案承認の件	第4号議案 理事選任の件
	第2号議案	定款一部変更の件	第5号議案 監事全員任期満了に伴う選任の件
	第3号議案	会員の除名に関する件	第6号議案 退任理事に対する退職慰労金支給の件



組織図

組織図

令和6年6月30日現在



■主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券(⑤に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証証券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑦ 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行、株式会社 日本政策金融公庫、独立行政法人 住宅金融支援機構等
 - ⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)(金庫(信用金庫及び信用金庫連合会))
 - ⑨ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑩ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑪ 振替業
 - ⑫ 両替
 - ⑬ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑭ 金融等デリバティブ取引(⑤及び⑬に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑮ 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証証券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - ③ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - ④ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ⑤ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業務に係る業務

総代が選任されるまでの手続

地区を6区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

①総代候補者選考委員の選任

総代会の決議により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱
選考委員の氏名を店頭に掲示

②総代候補者の選考

選考委員が総代候補者を選考 → 理事長に報告
総代候補者の氏名を、1週間店頭掲示 → 左記掲示について電子公告
異議申出期間(公告後2週間以内)

③総代の選任

・会員から異議がない場合 または
・選任区域の会員数の1/3未満の会員から異議の申出があった総代候補者
・選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の申出があった総代候補者

当該総代候補者が選任区域の総代定数の1/2以上
当該総代候補者が選任区域の総代定数の1/2未満

(いずれか選択)
④他の候補者を選考
(上記②以下の手続きを経て)
理事長は総代に委嘱
総代の氏名を店頭1週間掲示

⑤欠員(選考を行わない)

総代の氏名

任期 令和3年8月1日～令和6年7月31日

第1地区(14名)	第2地区(16名)	第3地区(18名)	第4地区(19名)	第5地区(11名)	第6地区(18名)
本店営業部(14)	本町支店(16)	東(10)、桜ヶ丘支店(8)	金山(8)、加茂野(6)、美濃支店(5)	長森(7)、三輪(3)、各務原支店(1)	山王通(12)、山田支店(6)
関市	関市	関市	下呂市・美濃加茂市・美濃市	岐阜市・各務原市	関市
大野武志④ 尾崎庸夫⑥ 長村義次⑤ 各務剛児③ 加藤照彦② 川嶋紹市⑤ 内藤千春⑥ 野田康彦⑦ 波多野利教⑧ 羽田野道明⑧ 服部悦万④ 東谷好司② 古田博文④ 洞田禮彰⑧	浅野欽一郎⑧ 梅田憲生② 尾関郁夫④ 岸田英三② 小石利晴② 河村郁男① 後藤哲郎④ 清水彰⑥ 清水徹⑧ 竹内一朗③ 土屋勤⑦ 丹羽克彦⑧ 羽田野繁④ 東山勝② 平林邦佳② 深川寛治⑧	石原邦泰⑤ 金子哲夫② 河上宗勝⑩ 熊崎準人⑤ 齋藤康彦③ 坂井勇平⑧ 左高武史① 鈴木良春⑦ 炭竈勝美① 炭竈登① 高井良祐⑦ 多治見良樹① 田中彰② 長谷部広貴⑥ 藤井市三⑤ 安田昇④ 山本義樹④ 渡辺英人③	小川竜生② 景山昌治⑤ 河尻和憲⑥ 河尻吉雄③ 北嶋一郎⑧ 佐藤武彦⑤ 清水守⑥ 竹腰鋭司⑥ 田中隼人① 千田栄蔵③ 辻守重⑤ 土本恭正② 西川抄織① 福島康貴③ 福久博繁④ 星屋範人⑧ 山内茂義④ 山口英徳② 若尾達也①	浅野友之④ 内海幸三② 北川眞澄④ 黒田隆⑧ 小林一彦② 澤田栄一① 高畑進⑥ 村瀬尚宏② 柳原克弥③ 山口憲男③ 山下八起④	足立朋弘② 小川優二⑤ 金森元美① 酒井田重光④ 酒井田純二④ 酒井田雅一⑤ 佐藤明広④ 佐藤正勝② 杉本富夫⑤ 多田壽夫② 常川雅通③ 西村博己⑤ 平田浩志⑤ 福田克則③ 藤吉友子③ 堀部哲夫⑦ 森秋彦② 吉田房生⑫

※氏名の後の数字は総代への就任回数 令和6年6月30日現在

(五十音順 敬称略)

会員の皆様の声を金庫経営に反映させる取り組みについて

一般の会員の皆様の声を金庫の経営に反映させるために、会員の皆様へアンケート葉書を郵送し、ご意見・ご要望をお寄せいただいております。お寄せいただきましたご意見等については、総代会において発表し、回答をさせていただきます。

〈総代の属性別構成比〉

職業別：法人・法人代表者94.79%、個人事業主3.13%、個人2.08%
年代別：70代34.38%、60代43.75%、50代20.83%、40代1.04%
業種別：製造業59.38%、卸・小売業14.58%、建設業11.46%、
その他サービス業10.42%、不動産業0.00%、その他4.17%

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に関して、12項目を「内部管理基本方針」として理事会で決議し、内部管理態勢の整備に取り組んでおります。

- I. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- II. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- III. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- IV. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- V. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（③及び④において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - ②当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- VI. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- VII. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- VIII. 当金庫の監事の第6号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- IX. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
 - ①当金庫の理事及び職員が監事に報告をするための体制
 - ②当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告をするための体制
- X. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- XI. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- XII. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

反社会的勢力に対する基本方針

私ども関信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- (1)当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- (2)当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- (3)当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- (4)当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- (5)当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

貸出運営に関する方針

当金庫は、「地域に密着した営業活動を通じて、地域社会の発展と繁栄に貢献する」という基本理念に基づき、また、信用金庫業務の公共的使命を踏まえつつ、中小企業や個人の皆様方を対象として、さまざまな金融ニーズにお応えできるよう努力しております。

事業を経営される皆様へは、事業に必要な設備資金・運転資金を、個人の皆様に対しては、住宅資金・教育資金等生活向上に役立つ資金をご融資するなど、「**地域になくってはならない金融機関**」としての役割を果たしていきたいと考えております。

個々の貸出に際しては、渉外活動を通じて様々な情報を収集し、信用状況や事業計画の妥当性などを充分検討すると同時に、全体の貸出運営については、特定の業種やお客様に偏ることなく、分散したバランスの取れた運用配分に心がけ、貸出資産の健全性を維持、向上させていきたいと考えております。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

関信用金庫は、資産運用、資産形成におけるお客さま本位の業務運営を実現するため基本方針を制定し、お客さまに商品・サービスを提供するために、お客さま本位の業務運営を実践します。

1. **お客さまのニーズに適した商品・サービスの提供**
お客さまのライフプランやニーズにお応えするため、商品ラインナップの整備を図ります。
お客さまのニーズをお伺いしたうえで、金融商品に関する知識・経験・財産の状況等を踏まえ、お客さまの目的に合わせた最適な商品のご提案を行います。
2. **利益相反の適切な管理の徹底**
お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益を損なうことがないよう利益相反の管理を徹底します。
3. **重要な情報の分かりやすい提供**
お客さまへの金融商品の提供にあたり、リスクとリターンの関係や手数料等の重要な情報について、適切な資料に基づき分かりやすい丁寧な説明を行います。
4. **職員に対する適切な動機づけの枠組みの整備**
お客さまの最善の利益を図り、お客さまの多様なニーズにお応えできるように職員の知識や専門能力、職員のコンプライアンス意識を高めるための研修や教育等を実施します。

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上のために継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客様の信頼確保に努めつつ、説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明及びリスク説明を行います。
 2. 当金庫は、お客様からのご意見や苦情について、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めます。
 3. 当金庫は、お客様の情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等の防止のため、適切に管理します。
 4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めます。
 5. 当金庫は、お客様と行う取引について、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理するとともに、お客様の利益が保護されるよう努めます。
 6. 当金庫がお客様保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務を適切に管理します。
- ※本方針において「業務」とは、与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受け入れ、金融商品の販売、仲介、募集等お客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務をいいます。
- なお、顧客保護等管理に関してのご意見・苦情その他ご不明な点はお取引の営業店もしくは下記のリスク統括部までお問い合わせ下さい。
- 【お問い合わせ窓口】 〒501-3893 関市東貸上12番地の1 関信用金庫 リスク統括部 コンプライアンス課
 【フリーダイヤル】0120-21-8156 【受付時間】当金庫営業日 9:00～17:00

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するために業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は
当金庫営業日（9:00～17:00）に
営業店
（電話番号は22ページ参照）または
リスク統括部 コンプライアンス課
（電話：0120-21-8156）に
お申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にリスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、

東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 の仲裁センター等に
（電話：03-3581-0031） （電話：03-3595-8588） （電話：03-3581-2249） お取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク統括部」にお尋ねください。

預金保険制度

預金保険制度の対象となる預金等の範囲について

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。預金保険制度により、当座預金や無利息型普通預金等（決済用預金）は、全額保護されます。

定期預金や有利息型普通預金等（一般預金等）は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。

それを超える部分は、破綻した金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

＜保護される預金等の範囲＞

預 金 等 の 種 類			保護される預金等の額
なる 保護の 対象と する 預金等	決済用預金	当座預金、無利息型普通預金等	全額保護
	一般預金等	有利息型普通預金、定期預金、通知預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含む）、金融債（保護預り専用商品に限る）等	合算して元本1,000万円（注1）までと破綻日までの利息等（注2）を保護 〔1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払 われます（一部カットされることがあります）〕
預 金 保 険 の 対象外の預金等		外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）等	保護対象外 〔破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）〕

（注1）金融機関が合併を行ったり、事業のすべてを譲り受けた場合、その後1年間に限って、保護される預金等の範囲は、預金者1人当たり元本「1,000万円×合併に関わった金融機関の数」までとその利息等とする特例が適用されます（例えば、2行合併の場合は元本2,000万円までとその利息等）。

また、複数の金融機関が同一の金融持株会社の子会社である場合にも、一般預金等は、金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

（注2）定期預金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすものも、利息と同様に保護されます。

せきしんのATM1日あたりのお引き出し限度額のお知らせ

近年振り込み詐欺が増加傾向にあり、また金融商品等を取り引名目とした振り込み類似詐欺も横行しておりますので、不審な電話等があった場合にはご家族の方等に相談するなど十分ご注意ください。

当金庫では、お客様の被害を少しでも防止するため、ATMご利用時の1日あたりのお引き出し限度額を制限させていただいておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、個人のお客様にはセキュリティを強化した「生体認証付ICキャッシュカード」もご用意しておりますので、ご利用下さい。

なお、岐阜県内の信用金庫は高齢者を狙った詐欺被害を防止するための活動を連携して行っております。高齢者のお客様については一般のお客様とは異なる制限をさせていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【個人のお客様】

1. 対 象 口 座 普通預金(総合口座)、貯蓄預金、カードローン
2. 対 象 取 引 当金庫キャッシュカードによる現金のお引き出し、お振込み、お振替、デビットカードご利用代金の合計金額
3. 支払限度額 50万円(磁気ストライプ取引)
50万円(ICチップ取引)
1,000万円(生体認証取引)

※高齢者のお客様の詐欺被害を防止するため、70歳以上のお客様のうち過去1年間でキャッシュカードのご利用がない場合、支払限度額を10万円とさせていただきます。また、65歳以上のお客様のうち過去1年間でキャッシュカードによりATM振込のご利用がない場合、キャッシュカードによるATM振込についてはご利用いただけません。

【法人のお客様】

1. 対 象 口 座 普通預金、貯蓄預金、カードローン
2. 対 象 取 引 当金庫キャッシュカードによる現金のお引き出し、お振込み、お振替、デビットカードご利用代金の合計金額
3. 支払限度額 100万円(磁気ストライプ取引)

ATM操作により、1日あたりの磁気ストライプ取引限度額をお客様のご希望に応じて変更することができます。ただし、現在の設定額から減額する場合のみの変更となります。また、限度額の増額をご希望のお客様は、運転免許証などの本人確認書類およびお届印をご持参のうえ、お取引店窓口へお申し出下さい。

その他の金融機関のキャッシュカードをご利用の場合

その他提携金融機関の1日あたりの限度額はお取引金融機関の定めた限度額となります。

カード・通帳の保管・使用について

●カード・通帳等の保管・使用には十分ご注意ください。●暗証番号については厳重に管理してください。

・暗証番号には他人から類推されやすい、生年月日、電話番号、車のナンバー等の利用は避けください。類推されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。

・通帳・証書と印鑑は必ず別々に保管してください。

・カードの偽造・変造等の事件が多発しておりますので充分ご注意ください。また、何かお気付きの点がありましたらご連絡ください。

当金庫の盗難・偽造カード補償にかかる取組について

カードや通帳、証書などが紛失・盗難にあわれた場合には、至急取引店までご連絡ください。取引停止の手続きをさせていただきます。

当金庫本支店受付時間 平日 8:30～17:15 ※各営業店の電話番号は「店舗・地区一覧」(22ページ)をご参照ください。

上記当金庫受付時間外の場合は、下記監視センターで受付いたします。

しんきんATM監視センター (052-203-8299) 平日 当金庫本支店時間外受付 土・日・祝日 24時間受付

お電話にてご連絡をいただいた後、正式な届出(喪失届)が必要となりますので、お早めにご来店ください。

預金等の不正な払戻し等による被害補償について

偽造・盗難カード、盗難通帳を用いた預金等の不正な払戻しおよびインターネットバンキングを利用した不正な資金移動等による被害について、原則として当金庫が補償いたします。ただし、お客様の故意による場合またはお客様に「重大な過失」があった場合は、偽造・盗難カード、盗難通帳等、インターネットバンキング被害のどれも補償されません。また、お客様に「過失」があった場合は、偽造カードは被害額の全額、盗難カード、盗難通帳等は被害額の75%相当額が補償されますが、インターネットバンキングによる被害はお客様の被害にあわれた状況等を踏まえ当金庫において個別に判断させていただきます。

なお、盗難カード被害の補償の対象となる期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って30日までです。

	重大な過失	過失		重大な過失	過失
偽造カードによる被害	×	全額補償	盗難通帳等による被害	×	75%補償
盗難カードによる被害	×	75%補償	インターネットバンキングによる被害	×	お客様の被害にあわれた状況等を踏まえ、当金庫において個別に判断をさせていただきます。

※「×」は保証いたしかねる場合があります。

※上記、インターネットバンキングによる被害の補償は、個人のお客様の場合です。法人のお客様につきましては当金庫ホームページでご確認ください。

当金庫では、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、基本方針を定め、金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、信用金庫職員として高い倫理観を持って行動するよう努めています。

コンプライアンス基本方針

「せきしん」が、法令や規定、ルールを的確に遵守することは無論のこと、更に倫理規範をも含んだ社会的規範を全うし、地域社会に貢献することで信頼を得ることを基本方針とし、役職員一人ひとりが日々業務運営の中で、又私生活においても「行動綱領」に則り、着実に実践する義務がある。

コンプライアンス態勢

当金庫のコンプライアンス態勢は、統括部署としてリスク統括部を設置し、各店舗にコンプライアンス担当責任者を配置、より高い企業倫理の構築とコンプライアンス重視の企業風土を醸成し、コンプライアンスの実効性を確保することとしています。

コンプライアンスに係わる活動

年度ごとのコンプライアンス・プログラムに沿って、役員による営業店指導や全役職員向けのコンプライアンス研修会を開催するほか、各店舗の取組みとして勉強会を開催するなど、適切な業務運営に向けた取組みを進めています。

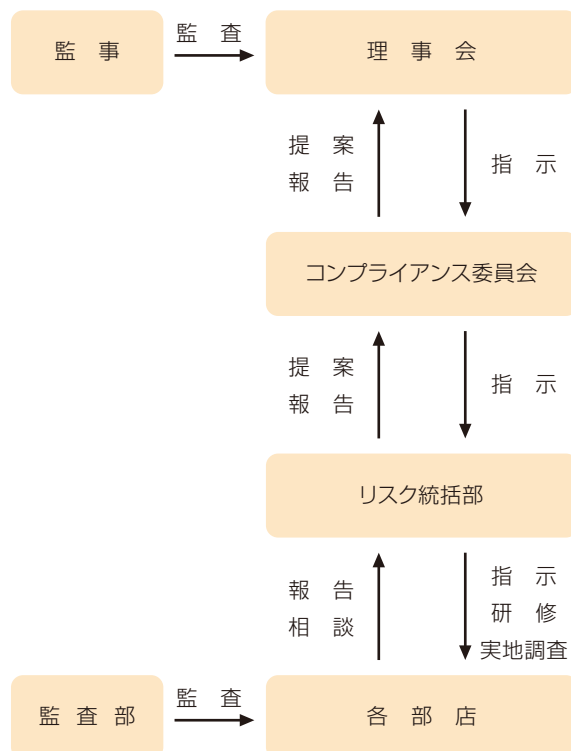
コンプライアンス・カード

コンプライアンス重視の企業風土を役職員に定着させるため、役職員一人ひとりが携行する「コンプライアンス・カード」を作成し、朝礼時等に役職員全員で唱和することにより、コンプライアンス意識の高揚に努めています。

ホットライン(内部通報等窓口)の設置

ホットラインを金庫内に設置し、不祥事件の早期発見・再発防止に努めています。

コンプライアンス組織図



【ハラスメント防止宣言】

私は、次のことを宣言します。

- ◆各種ハラスメント行為を絶対に容認いたしません。
- ◆各種ハラスメント行為は絶対に見過しません。
- ◆被害者及び通報者の労働条件・就業環境を守り個人の尊厳を損ないません。

【コンプライアンス宣言】

私は、次のことを宣言します。

- ◆社会の法令・庫内ルールを守ります。
- ◆金庫に迷惑をかけません。
- ◆飲酒運転は絶対にいたしません。
- ◆家族が悲しむことは絶対にいたしません。

当金庫のマネー・ローンダリング等防止・金融犯罪対策に関する取組み

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関し、管理規定、基本方針を定め、経営の重要課題と位置づけるとともに、金融システムの健全性維持やお客様の大切な財産を保護するため対策を強化しております。

今後も国際情勢の変化や振り込め詐欺、還付金詐欺に代表される様々な金融犯罪の複雑化、巧妙化が予想されます。

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する法令を遵守し、直面するリスクを評価するとともに、以下のとおり低減措置を講じ取組んでまいります。

- 部門横断的な組織態勢の構築
- 業界団体、中央機関と連携した態勢充実
- 対策に関する手続等を整備するとともに適時適切なリスク評価の実施
- マネー・ローンダリング等に関する疑わしい取引の届出、資産凍結等の措置
- 役職員への指導、研修等を通じて重要性、役割の周知徹底

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報の保管・廃棄について

当金庫は、「債権書類管理システム」「伝票等管理システム」を利用して、お客様から提出していただいた大切な融資関係書類や日々のお取引の証拠となる伝票等を、本部において全部店一括して保管しております。保管している書類等は、年1回棚卸しをして保管状況を確認しております。

また、書類等には各々保存期間を定めており、保存期間を経過したものは毎年定期的に一括廃棄しております。なお、書類等の破棄にあたっては「秘密保持契約」を交わした委託先業者を通して、安全かつ確実に廃棄処理しておりますので、安心してお取引ください。

サイバー・セキュリティへの対応

昨今の情報化の目覚ましい進歩に伴い、情報システムの役割はますます重要となり、コンピュータが処理する情報資産は金庫運営にとってなくてはならないものとなっています。

そのため、コンピュータセキュリティインシデント(※1)発生時における業務やお客さまへの影響を極小化し、サイバー攻撃に関するリスクを軽減する機能として、サイバー攻撃対策委員会を設置しております。この委員会は、コンピュータセキュリティに係る対応組織である金庫内「CSIRT(※2)」の役割をもっています。

※1 コンピュータセキュリティインシデントとは、コンピュータセキュリティに関する人為的事象で、意図的及び偶発的なもの、あるいはその疑いのあるものを含み、コンピュータ資源の不正使用、サービスの妨害行為、データの破壊、意図しない情報の開示、さらにそれらに至るための行為や事象等を指します。

※2 CSIRT(シーサート)とは、Computer Security Incident Response Teamのことを言います。サイバー攻撃等への対応や対策活動を行う組織を指します。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)、し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理態勢

金融の自由化・グローバル化の進展に伴い、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等金融機関を取り巻く各種リスクは一段と複雑化、多様化しており、従来以上に適切なリスク管理を行う必要があります。このような状況の中、当金庫では統合的リスク管理態勢の充実を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、「統合的リスク管理に関する基本方針」を定め、経営の健全性・安定性を確保するため、統合的リスク管理の統括部署として理事長を委員長とするALM委員会を設置し、いかなる金融環境の変化にも対応できるよう資産・負債並びに収益を総合的にコントロールできる強固な管理態勢を整備するよう努めています。

1. 信用リスク

信用リスクとは、お客様の財務状況の悪化等により、貸出金などの元本や利息の回収が困難になり当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では貸出取引に対し、資産の健全性確保のための「決算書問題点発見型システム」、「不動産担保評価システム」、「信用格付システム」等の活用による客観的な信用リスクの把握を行うと同時に、自己査定基準に基づく厳正な資産査定を実施し、その結果による適正な償却引当を行っています。

2. 市場リスク

市場リスクとは、市場金利・株価・為替等の様々な経済的要因の変動により、保有する資産の価値が変動し当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、市場金利・株価・為替等要因ごとにリスクの計量化を行い、それを定期的に開催されるALM委員会に報告しています。また、有価証券運用にあたっては、過度に偏った投資を控え、分散投資に心がけると同時に、リスク管理部門との相互牽制態勢を取るとともに、市場の変化に柔軟に対応できるよう管理しています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引、あるいは著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより当金庫が損失を被るリスクです。

流動性準備保有額については、定期的に開催されるALM委員会に報告し管理を行っています。また、資金運用においては、市場環境を的確に分析し、資金の調達状況や調達可能額を把握し、適切かつ安定した資金繰り態勢を維持するよう努めています。

4.オペレーショナル・リスク

(1)事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、事務統括部を中心として事務管理態勢の充実、正確な事務処理の励行及び事故防止に努め、法令等に従った事務手続きの整備、留意事項の周知等、営業店と連携し役職員のレベルアップを図っています。

(2)システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用、諸機器の故障等により当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫のコンピュータシステムは、信用金庫の業態で組織する「しんきん共同センター」に加盟しています。全国規模では東日本と西日本に接続する2箇所のシステムセンターを構築し、緊急時には相互補完をする仕組みとしています。

金庫内の態勢として、万一の緊急事態発生に備え「コンティンジェンシープラン」および「業務継続計画」を策定し、コンピュータシステムが利用不可となる地震等を想定した訓練を実施し被害の極小化や代替手続等の総合的管理を行っています。

(3)法務リスク

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・金庫内規定等に違反する行為並びに、その恐れのある行為が発生することにより当金庫の信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクです。

新規業務・新規商品の取扱を開始する際には、事前にリーガルチェック（法令等に違反しないか等を点検）を行うとともに、関連するリスクについて検討し、法令等に違反しないよう厳格な管理を行っています。

(4)人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）及び差別的行為（各種ハラスメント）等を起因とする紛争等により、当金庫が損失を被るリスクです。

コンプライアンスを経営の基本とし、職員との個人面談、自己申告書の提出等を通じて、風通しの良い職場の創造に努めています。

(5)有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスクです。

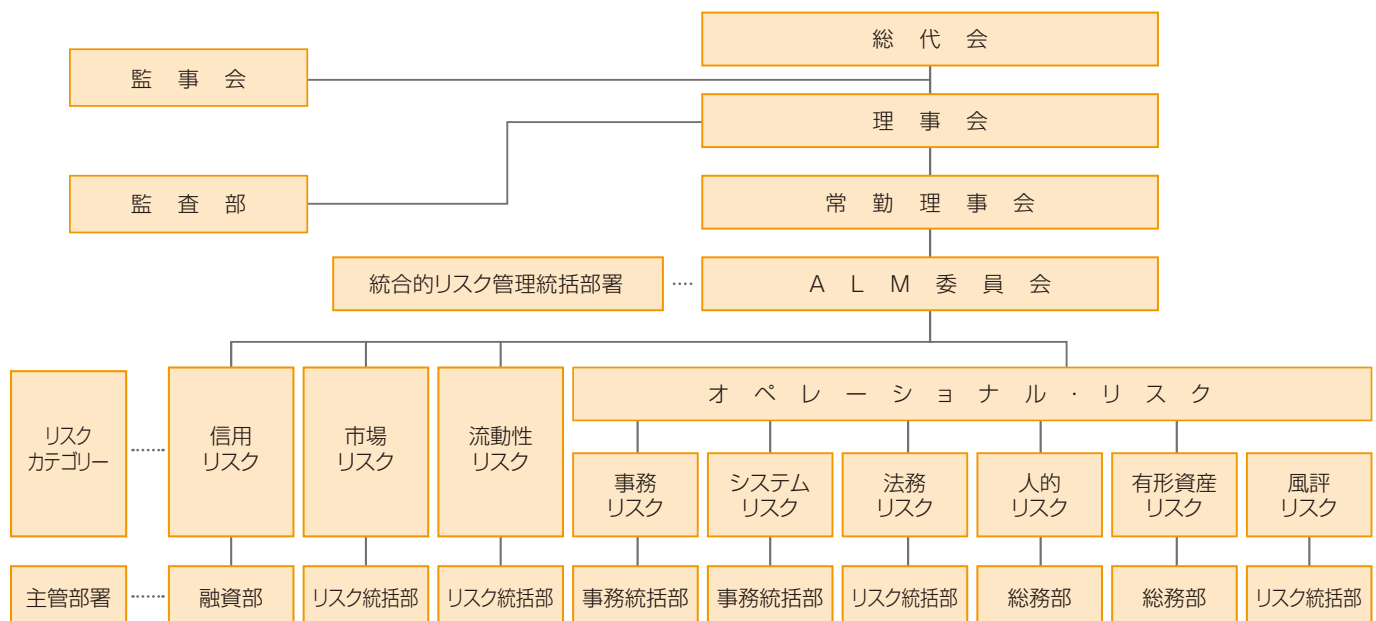
大規模災害に備えて、オンラインダウンのみならず、営業店や本部の建物・設備等の資産についても毀損・損害を想定した対策訓練を実施しています。

(6)風評リスク

風評リスクとは、金融機関の評判を形成する内容が劣化し、当金庫の評判が低下するリスクです。

営業店との報告・連絡・相談態勢を強化し、どんな些細な風評でも「お客様の声」にて報告させ、その内容につき関係部署との連携・協力のうえ、早期対応・解決に努めています。

統合的リスク管理体制図



金融仲介機能の発揮について

1.取引先企業の経営改善や成長力の強化

メインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業者数の増加が見られた先、及び、同先に対する融資額の推移

(単位:社、億円)

	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
メイン先数	1,670	1,663	2,052	1,889
メイン先の融資残高	497	472	618	591
経営指標等が改善した先数	971	1,306	1,044	921
経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	373	464	427	338

2.取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

①貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

(単位:社)

令和6年3月			
条件変更総数	好調先	順調先	不調先
109	56	0	53

②当金庫が関与した創業、第二創業の件数

(単位:社)

令和6年3月	
創業件数	22
第二創業件数	0

③ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、及び、融資額

(単位:社、億円)

令和6年3月						
	総数	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数	1,892	85	122	1,071	503	111
事業年度末の融資残高	602	14	56	307	174	51

3.担保・保証依存の融資姿勢からの転換

(事業資金について)事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

(単位:社、億円、%)

令和6年3月		
	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	306	166
上記計数に占める割合	16.2%	27.6%

令和5年度の主な取組実績

<最適なソリューションの提案>

項 目	取組目標	取組実績
創業・新事業支援	①創業・新事業者への経営相談支援 ②外部機関との連携を強化する	①創業・新事業者に対して、経営相談支援を行い、創業計画の策定支援を行った。また、必要に応じて金融支援を行った。実績22先 ②関市を中心に、商工会議所等外部機関と連携して創業セミナーを開催した。
成長が見込まれる企業への経営相談支援	①中小企業支援施策・公的補助金事業の申請支援 ②外部支援機関と連携した支援 ③事業所の専門的な課題の解決支援を行う	①「事業再構築補助金」「ものづくり補助金」「経営力向上計画」「先端設備等導入計画」を中心に申請支援を行った。実績39先 ②関市ビジネスサポートセンター(Seki-Biz)を中心に外部支援機関と連携して支援を行った。実績72先 ③経験値活用型サポート人材交流会を令和6年2月14日に開催した。参加企業5社
経営改善支援	①経営支援先21先を認定し、経営改善計画策定先とともに債務者区分のランクアップを図る ②債務者区分に応じた経営改善計画の策定支援 ③条件変更債権を有する顧客企業に対する債権正常化に向けた支援	①経営支援先、経営改善計画策定先の債務者区分ランクアップ 実績1先 ②経営改善計画の策定支援 実績24先 ③条件変更債権の正常化支援 実績4先
事業承継支援	①事業承継の準備が必要な先に対する啓発活動 ②外部機関との連携を強化する	①取引先ごとに抱える悩みを具体的な課題として共有し、取組の第一歩を支援した。実績15先 ②岐阜県事業承継・継ぎ支援センター等外部機関と連携して支援を行った。実績20先

地域の面的再生への積極的な参画	
項 目	具体的な取組策
成長分野の育成への取組み	①ビジネスプラス展 in SEKI 2023の開催 ②他地域への「ビジネスフェア」への出展企業募集 ③信金中央金庫、各種団体との連携
地方自治体による地域活性化プロジェクトへの参画	①地方版総合戦略会議等への人材の派遣 ②各種セミナーの共同開催 ③地方創生プロジェクトへの人材派遣 ④関市ビジネスサポートセンターへの人材派遣
地域やお客様に対する積極的な情報発信	
項 目	具体的な取組策
地域密着型金融に対する情報発信	①ディスクロージャー誌における地域密着型金融推進活動の開示 ②ホームページにおける地域密着型推進計画および進捗実績の開示 ③各種セミナー、イベント等の案内についてホームページへの掲載 ④景気動向調査レポートの充実

経営改善支援の取組実績 【令和5年4月～令和6年3月】

(単位:先数)

(単位:%)

	期初債務者数(A)	うち経営改善支援取組先数(a)	aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数(β)	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数(γ)	aのうち再生計画を策定した先数(δ)	経営改善支援取組率(a/A)	ランクアップ率(β/a)	再生計画策定率(δ/a)
正 常 先 ①	2,057	0		0	0	0.0%		—
要 注 意 先 ②	356	18	0	17	10	5.1%	0.0%	55.6%
うち要管理先 ③	6	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻懸念先 ④	69	7	1	6	6	10.1%	14.3%	85.7%
実質破綻先 ⑤	31	2	0	2	1	6.5%	—	—
破綻先 ⑥	7	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	469	27	1	25	17	5.8%	3.7%	63.0%
合 計	2,526	27	1	25	17	1.1%	3.7%	63.0%

注) 債務者数、経営改善支援取組先は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
・経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含んでいますが、βには含んでいません。
・期初に債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「その他要注意先」にランクアップした場合はβに含んでいます。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については、(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分にしたがって整理しています。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含んでいません。
・みなし正常先については正常先の債務者に計上しております。
・「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

＜地域経済の活性化に向けた活動＞

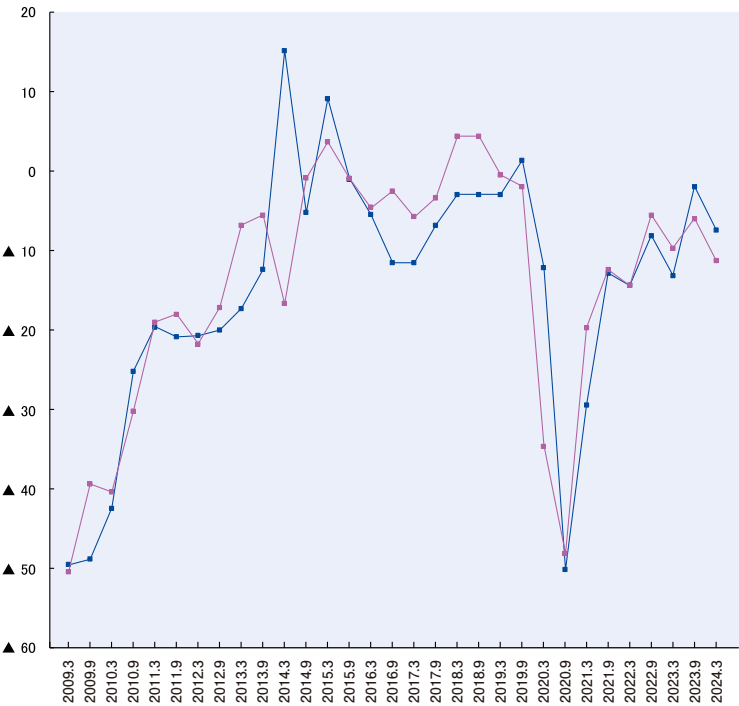
貢 献 策	実 績
関市、関商工会議所と連携した関市ビジネスフェアの開催	連携事業として、関市ビジネスフェア「ビジネスプラス展 in SEKI 2023」を開催し、2日間で4,100人の来場者を誘致できました。
全国の信用金庫が連携したビジネスマッチングサイトである「よい仕事おこしネットワーク」への会員登録推進	令和元年7月より令和5年3月末までに取引先133先が登録しています。
東海地区信用金庫協会主催の「昇龍道しんきんプロジェクト」への参加	9件のコンテンツを東海「地域の宝物」ガイドWEB版へ登録し地元の魅力を発信しました。

景気動向調査

当金庫では平成12年3月より、岐阜県関市を中心とした中濃地域において、お取引先の製造業・卸売業・小売業・サービス業・建設業・不動産業の6業種から抽出させていただいた224社を対象として、四半期ごとにアンケート調査を実施し、「景気動向調査レポート」を発行しています。

総合業況判断指数(DI)の推移

●実績 ●予測



せきしん景気動向調査レポート

令和6年3月版

★ 地域内の主な経済指標の推移

VOL.97

主 要 指 標		1月			2月			3月			
		前月比	前年比		前月比	前年比		前月比	前年比		
人口 及び 世帯数	関 市	人 口	84,819	-8	-713	84,676	-143	-663	84,563	-113	-659
		世 帯 数	36,277	27	345	36,243	-34	395	36,239	-4	384
	岐阜市	人 口	395,945	-179	-1,487	395,610	-355	-1,414	395,437	-173	-1,311
		世 帯 数	175,118	-52	895	174,998	-120	1,029	175,031	33	1,099
	美濃市	人 口	18,276	-11	-217	18,237	-39	-220	18,220	-17	-221
		世 帯 数	7,262	5	-17	7,252	-10	-15	7,268	16	1
	美濃加茂市	人 口	56,901	2	314	56,889	-12	287	56,881	-8	284
		世 帯 数	22,928	23	451	22,939	11	456	22,973	34	471
	各務原市	人 口	142,306	-68	-609	142,187	-118	-643	142,099	-88	-651
		世 帯 数	58,304	-8	557	58,321	17	557	58,340	19	558
	岐阜県	人 口	1,927,053	-1,046	-14,410	1,925,120	-1,933	-14,067	1,923,486	-1,824	-14,130
		世 帯 数	793,613	150	5,943	793,239	-374	6,281	793,597	358	6,539
住宅竣工件数	関 市	8	-21	-4	32	24	3	—	—	—	
	岐阜市	133	3	-40	279	146	85	—	—	—	
	美濃市	0	-3	-7	2	2	-1	—	—	—	
	美濃加茂市	12	-12	-33	23	11	-2	—	—	—	
	各務原市	36	-19	-14	76	40	17	—	—	—	
	岐阜県	513	-122	-127	904	391	199	—	—	—	
雇用失業 率	関 市	有効求人倍率	1.30	-0.04	-0.24	1.22	-0.08	-0.26	—	—	
	岐阜県内	有効求人倍率	1.70	0.03	-0.10	1.68	-0.02	-0.05	—	—	
	全 国	有効求人倍率	1.35	-0.02	-0.09	1.34	-0.01	-0.07	—	—	
企業倒産 状況	岐阜県内	件 数	10	0	5	6	-4	-1	11	5	
	金額(百万円)	1,302	1,028	1,056	138	-1,164	-442	1,443	1,305	-587	

資料…関市人口推移、岐阜県市町村別推計人口・世帯数、岐阜県建築業工統計等
有効求人倍率は季節調整済み

令和6年4月発行
関信用金庫経営企画部

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

Seki Shinkin Bank

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び事業承継時に焦点を当てた「『経営保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

せきしんフリーダイヤル 電話 0120-21-8156
融 資 部 電話 0575-21-1024

経営者保証に関するガイドラインへの取組み

	2023年度
新規に無保証で融資した件数	1,355件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	51.2%
保証契約を解除した件数	65件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ◎お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ◎上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◎経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◎お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◎事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ◎お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

お客様アンケート調査結果のご報告

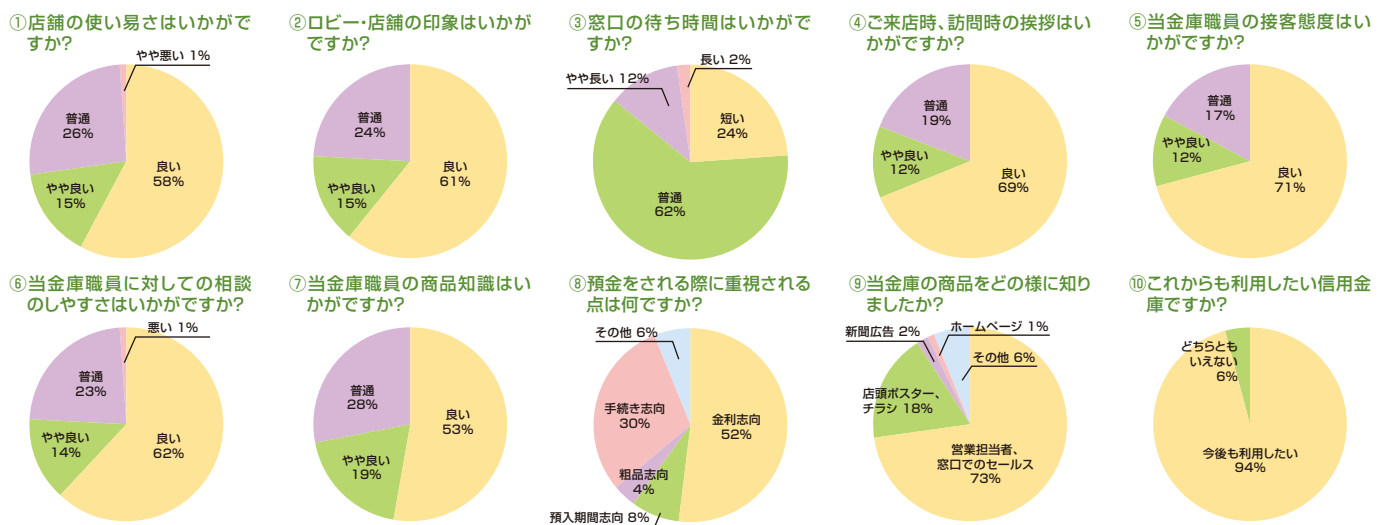
Seki Shinkin Bank

この度、当金庫ではお客様アンケート調査を実施いたしました。大変お忙しい中、アンケートにご協力賜りましたお客様には、あらためて御礼申し上げます。お客様からお寄せいただいた貴重なご意見・ご要望を今後の業務に反映させ、より満足いただける金融機関となるよう役職員一同邁進していく所存でございます。

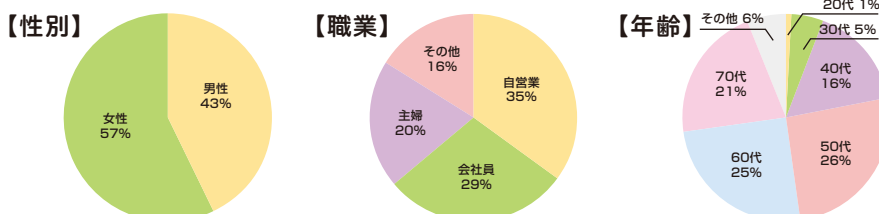
- 1.調査期間 令和6年1月15日(月)～2月9日(金)
2.調査方法 店頭窓口及び渉外担当者の直接訪問によるアンケート調査(お客様が封緘されたものを回収)

- 3.回収状況 238枚(配布数240枚 回収率99.2%)
4.調査項目 全10項目

アンケート調査結果



ご回答賜りましたお客様について



せきしんのSDGs宣言

当金庫は、国連サミットで採択された「SDGs」(持続可能な開発目標)に賛同し、経営理念である「豊かな地域社会の繁栄に貢献」のもと、地域金融機関としてその役割を果たすべく、次の基本方針を掲げ、事業活動等を通じ、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(エスディージーズ)

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念とし、17のゴール・169のターゲットから構成されています。目標達成に向けて、政府だけでなく、各自治体、各諸団体、各個人等に役割があり、相互連携・協力することが求められています。

せきしんのSDGs宣言

1. わたしたちは、持続可能な開発目標に向け、地域のお客様と接する機会を積極的に創造し、地域の産業をサポートし、地方創生、持続可能な地域社会づくり・発展に努めてまいります。
2. わたしたちは、地域の諸団体と連携を深め、活気ある住みよいまちづくりに貢献してまいります。
3. わたしたちは、地域のお客様の生活向上に向けて、役職員全員がきめ細かい金融サービスを提供できるよう努めてまいります。

岐阜関刃物会館と覚書を締結しました。

地場産業である刃物業界発展のためさらなる協力関係を構築し、刃物業界の課題解決を図っていきます。



せきしんカーボンニュートラル・アクションプラン

関信用金庫は地球温暖化対策としてカーボンニュートラルを目指すとともに、地域金融機関として地域社会、お客様のカーボンニュートラルへの取り組みを支援していきます。

カーボンニュートラルへの主な取り組み

1. 電力使用量の削減
2. コピー用紙使用枚数の削減
3. 省エネ、温暖化対策に関する相談の受付
4. 補助金申請に対する支援
5. セミナー開催及び情報提供
6. お客様のカーボンニュートラル関連投資への金融支援

電力使用量削減目標

目標期間：2013年度～2020年度

目標：2020年度実績
基準(2009)年度比 **10.5%**削減

目標期間：2021年度～2030年度

目標：2030年度実績
基準(2009)年度比 **19.0%**削減

関信用金庫の電力使用量推移(kwh)

年度	使用量	2009年度比	削減率
2009	1,460,817		
2018	1,366,122	▲ 94,695	▲ 6.5
2019	1,233,078	▲ 227,739	▲ 16.0
2020	1,262,043	▲ 198,774	▲ 13.6
2021	1,244,259	▲ 216,558	▲ 14.8
2022	1,211,543	▲ 249,274	▲ 17.1
2023	1,070,185	▲ 390,632	▲ 26.8

2009年度比で
電力使用量を
26.8%
削減しています。

主な取り組み事例



ゴール 1. 貧困をなくそう

- ①「こどものみらい古本募金」実施



ゴール3. すべての人に健康と福祉を

- ①関信用金庫杯 学童軟式野球・スポ少バレーボール大会の開催
- ②公益財団法人せきしん地域振興協力基金による各種団体への助成事業の実施
- ③年金受給指定のお客様を対象とした暮らしに関するセミナーを開催
- ④認知症サポーター養成講座の実施
- ⑤関市と連携した「事業所従業者等生活資金融資」を発売



ゴール4. 質の高い教育をみんなに

- ①教育ローン「前途洋々」、教育カードローンの取扱い
- ②小学生低学年を対象とした金融教育「せきしんキッズスクール」の開催
- ③インターンシップ実習生の受入れおよび高校生を対象とした職場見学を実施
- ④教育資金一括贈与非課税制度に対応した専用口座の取扱い
- ⑤小学生高学年を対象とした「金融出前講座」の開催



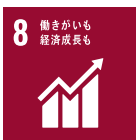
ゴール5. ジェンダーの平等を実現しよう

- ①「関市女性が働きやすい職場」に認定
- ②「せきしん創業支援ローン」の女性、シニアに対する金利優遇実施



ゴール7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- ①営業店等照明のLED化による省エネの推進
- ②エコ関連設備導入を伴うリフォームローンの金利優遇対応



ゴール8. 働きがいも経済成長も

- ①取引先経営者で組織する「せきしん経済クラブ」の運営
- ②ワークライフバランスの推進
- ③地域諸団体との共催による講演会、セミナー、ビジネスプラス展の開催
- ④創業・新規事業資金に対応した「創業支援ローン」、「創業サポート」の取扱い
- ⑤特定店舗における「サンデーバンキング」、「トワイライト営業(窓口営業時間延長)」の実施



ゴール9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

- ①岐阜大学、岐阜高専、中部学院大学との産学連携協定の締結
- ②「せきしん創業支援ローン」「せきしん地域支援ローン」の取り組み
- ③(株)商工組合中央金庫と「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」の締結。
- ④岐阜関刃物会館と覚書の締結



ゴール10. 人や国の不平等をなくそう

- ①障がい者の方々に安心してご来店いただけるよう、全店に「クリアボイス」、「筆談ボード」、「杖ホルダー」、「ハンドセット付ATM」を設置



ゴール11. 住み続けられるまちづくりを

- ①近隣自治体との連携による「高齢者等見守り活動」の実施
- ②こども110番への参画
- ③地域内金融機関との連携による「一斉合同清掃活動」の実施
- ④地域内行事への清掃ボランティア活動の実施
- ⑤特殊詐欺被害防止に向けた注意喚起活動等の実施
- ⑥役職員から能登半島地震救援千円募金を募り贈呈



ゴール12. つくる責任 つかう責任

- ①ペーパーレス化推進等によるコピー用紙使用量の削減
- ②SNSを利用した各種パンフレット、通帳レス推進、電子媒体の有効活用と廃棄物の削減



ゴール13. 気候変動に具体的な対策を

- ①クールビズ、ウオームビズの実施
- ②当庫のCO2排出量測定のためe-dash(株)と契約
- ③取引先企業のカーボンニュートラル実現のため、e-dash(株)紹介業務取扱開始



ゴール14. 海の豊かさを守ろう

- ①ビニール製から紙製の証書入れに変更することにより、海の脱プラを推奨
- ②粗品用ビニール袋を、バイオマスプラスチック配合率25%以上の袋に変更



ゴール15. 陸の豊かさを守ろう

- ①各種封筒使用量の削減と廃棄物の削減
- ②ペーパーレス会議システムの導入により、コピー用紙、廃棄物の削減



ゴール16. 平和と公正をすべての人に

- ①マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取り組み
- ②振込詐欺、特殊詐欺撲滅に関する注意喚起活動、被害防止・阻止活動への取り組み



ゴール17. パートナリシップで目標を達成しよう

- ①岐阜大学、岐阜高専、中部学院大学との産学連携協定の締結
- ②地域各種団体との連携による課題解決型事業支援の推進
- ③近隣地公体との地方創生に関する包括連携協定の締結
- ④東京海上日動火災保険(株)と「SDGs推進に関する包括連携協定」の締結

2023年度の主な取り組み

4月～6月 第14回関信用金庫杯学童軟式野球大会を開催しました。
優勝チームは下記の通りでした。



6年生の部「富岡野球スポーツ少年団」

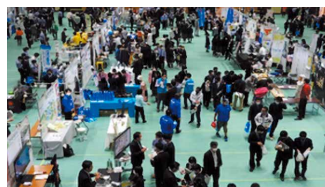


5年生の部「金竜野球スポーツ少年団」



4年生の部「関中央フェニックス」

5月 関市、関商工会議所、当庫の共催で、ビジネスプラス展inSEKIを開催しました。



6月 長森東小学校の「町探検」学習に、長森支店が参画しました。



8月 第6回関信用金庫杯スボ少バレーボール大会を開催しました。



優勝の関旭ヶ丘ジュニアA



準優勝の洞戸ジュニアバレーA



3位の田原バレー

8月 せきしんキッズスクールを開催しました。



10月 岐阜関刃物会館と覚書を締結しました。



地場産業である刃物業界発展のためさらなる協力関係を構築し、刃物業界の課題解決を図っていきます。



10月 岐阜大学と産学協定を締結しました。



10月～12月 「こどものみらい古本募金」を実施しました。

当庫の全支店に古本回収BOXを設置し、寄付いただいた書籍を提携業者へ送付し、買取額を「こどもの未来応援基金」に寄付する内閣府等が運営するプログラムであり、SDGsの17のゴールのうち「1. 貧困をなくそう」につながる取り組みです。

3か月間で270冊の本を回収し、そのうち提携業者の基準に合う170冊を送付し、買い取ってもらい、12,611円寄付しました。



12月 当庫職員が一日警察署長となり、注意喚起活動等を行いました。



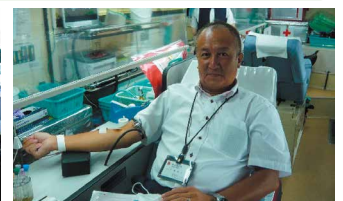
2月 関市役所を通して能登半島地震の被災地へ寄付を行いました。



2月 武儀小学校にて6年生を対象とした金融出前講座を実施しました。



3月 職員による献血活動を実施しました。



職員が積極的にボランティア活動を実施しています

■「関刃物まつり」



■「刃物の町関シティマラソン」



■関市女性消防団



ビジネスプラス展 in SEKIを開催しました。



当庫職員が受付を担当しました



関信用金庫のブース



お客様の出展ブース



お客様の出展ブース



会場風景



会場風景

2023年度の歩み

令和5年

- 5月～7月 第14回関信用金庫杯学童野球大会開催
 6年生の部 優勝 富岡野球スポーツ少年団
 5年生の部 優勝 金竜野球スポーツ少年団
 4年生の部 優勝 関中央フェニックス
- 5月 「ビジネスプラス展 in SEKI 2023」開催
- 8月 第6回関信用金庫杯スボ少バレーボール大会開催
 優勝 関旭ヶ丘ジュニアA
- 10月 協同組合関市刃物会館との連携覚書締結
 国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学との連携協定締結
- 12月 「創立115周年記念定期預金」
 「創立115周年記念定期積金『感謝』」を発売
- 1月 「新春 キッズ感謝デー」開催
- 2月 「みのかも支店オープン記念定期預金」を発売

令和6年

せきしん経済クラブ

当金庫お取引先の経営者、次代を担う若手経営者304名で構成され、経済・金融等の講演会や研修旅行などを実施しております。

令和5年

- 11月17日 第40回定期総会・記念講演・記念懇親会
 『夢のある人生』
 【講師:秋川 雅史〈テノール歌手〉】



令和6年

- 2月22日 講演会
 『これからの日本経済の行方と中小企業の経営戦略』
 【講師:門倉 貴史〈エコノミスト・BRICs経済研究所代表〉】



年金寿会

当金庫で年金受給の振込指定をしていただいているお客様の会です。

会員数は12,923名(令和6年3月末現在)で以下のような様々な特典をご用意しています。

令和5年

- 9月 観劇旅行開催
 行 先:御園座
 公演名:大地真央主演
 「最高のオバハン『中島ハルコ』」

令和6年

- 2月 第14回暮らしいきいきセミナー開催
 3月 一泊二日旅行開催
 旅行先:日本三古泉有馬温泉と大塚美術館

福祉・文化・スポーツへの支援活動

公益財団法人せきしん地域振興協力基金を創設し、毎年地域内の文化的社会的事業に対し助成金を交付しております。過去の事業件数は605件、助成額は62,315,000円です。

公益財団法人せきしん地域振興協力基金助成実績

(設立年月日/平成4年7月)

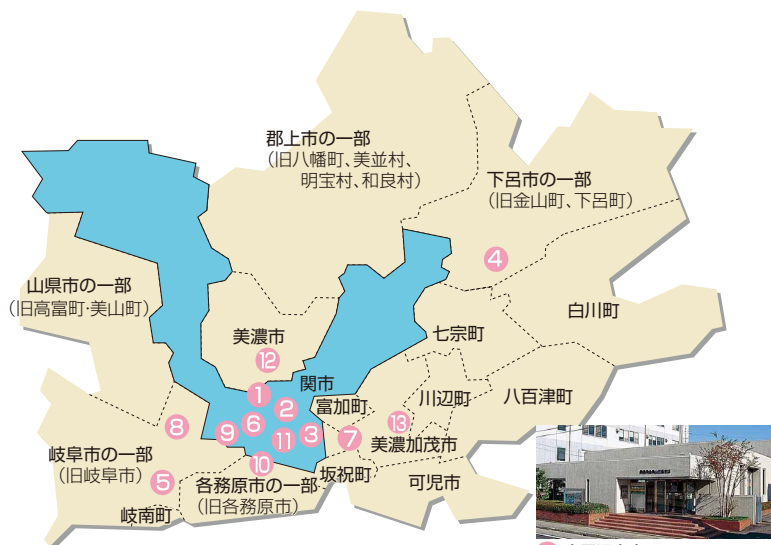
	事業件数	助成額合計(円)
元年度	29	1,770,000
2年度	12	1,460,000
3年度	13	1,760,000
4年度	29	2,250,000
5年度	31	1,860,000
助成総計	605	62,315,000

令和5年度 公益財団法人せきしん地域振興協力基金の助成事業

	助 成 事 業
産業振興助成事業	せきまちかど工房を支援する事業
	関アウトドアズナイフショー2023
	2023公募 第36回全国和紙画展
	第44回富加町民まつり開催事業
	第15回上之保ゆず祭り
	刀匠直伝ペーパーナイフ作り
	ほらど未来まちづくり委員会事業 「特産物開発研究」
	各務原にんじん啓発事業
	小学校児童による長良川鉄道見学補助事業
	第7回津保川花火大会
社会生活環境整備事業	環境フェアせき2023
文化・スポーツ等	関市スポーツ協会100周年記念岐阜県玉入れ大会
	2024刃物のまち関シティマラソン
	第30回ほらどキウイマラソン大会
	第47回中濃合唱祭
	2023春チェロコンサート
	現代美術レジデンスプログラム「瀬田哲司」展
	～ギフチョウの里～
	第46回ひだ金山清流マラソン
	第56回坂井杯争奪中濃地区剣道大会開催事業
	第56回中濃地区学童水泳記録会
	第38回中濃地区水泳選手権大会
	第52回中濃地区体育大会水泳競技大会
	第42回関市駅伝競走大会
	令和5年度 長良川鉄道吟行俳句大会
	せきサイクル・ツーリング2023
	アルケミストコンサートin関 2023
	第2回元号しあわせの架け橋短歌大会2023
	げんきっすプロジェクト お楽しみ会
	関ラグビースクール運営事業
	おんさいEXPO 2023
イベント及び人材育成事業	関市に残る円空の足跡と魅力を探る
	読み聞かせボランティア事業
	せきえほん制作プロジェクト

店舗・地区一覧

令和6年6月30日現在



1 本部
〒501-3893 関市東貨上12番地の1
TEL (0575) 21-1021
本店営業部
TEL (0575) 21-1020

6 山王通支店
〒501-3252
関市山王通2丁目2番25号
TEL (0575) 24-1166



9 山田支店
〒501-3944
関市山田79番地の2
TEL (0575) 28-5115



12 美濃支店
〒501-3753
美濃市松森686番地13
TEL (0575) 33-4770



2 本町支店
サンサンシティ美濃
〒501-3886
関市本町2丁目21番地
TEL (0575) 22-1251



4 金山支店
〒509-1614
下呂市金山町大船渡591番地5
TEL (0576) 32-3176



7 加茂野支店
〒505-0052
美濃加茂市加茂野町今泉1554番地6
TEL (0574) 26-6166



10 各務原支店
〒504-0026
各務原市那加前野町4丁目128番地の2
TEL (058) 371-3121



3 東支店
〒501-3822
関市市平賀451番地1
TEL (0575) 22-0078



5 長森支店
〒500-8223
岐阜市水海道2丁目6番1号
TEL (058) 247-2811



8 三輪支店
〒501-2576
岐阜市太郎丸新屋敷209番地
TEL (058) 229-5511



11 桜ヶ丘支店
〒501-3902
関市弥生町3丁目3番3号
TEL (0575) 24-7711

みのかも支店新規オープン

令和6年5月7日に新店舗としてオープンしました。



13 みのかも支店
土曜営業、水曜定休日
〒505-0027
美濃加茂市本郷町5丁目9番16号
TEL (0574) 66-2424

ATM・貸金庫・夜間金庫一覧表

ATM・貸金庫・夜間金庫一覧表

令和6年6月30日現在

店名・設置場所	貸金庫	夜間金庫	平日	土曜	日曜・祝日
本町支店 関市役所(出)	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00 9:00~17:00	7:00~21:00 休	8:00~21:00 業
サンサンシティマゴ(出)			10:00~21:00	10:00~21:00	10:00~21:00
本店営業部	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
東支店 パロー関ひがし(出)	○ 9:00~17:00		7:00~21:00 9:00~21:00	7:00~21:00 9:00~21:00	8:00~21:00 9:00~21:00
金山支店	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
長森支店	○ 9:00~17:00		7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
山王通支店 パロー関緑ヶ丘店(出)		○	7:00~21:00 8:00~21:00	7:00~21:00 8:45~19:00	8:00~21:00 8:45~19:00
加茂野支店			7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
三輪支店			7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
山田支店	○ 9:00~15:00		7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
各務原支店	○ 9:00~15:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
桜ヶ丘支店	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
美濃支店	○ 9:00~17:00	○	7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
みのかも支店 Vタウン芥見店共同(出)			7:00~21:00 9:00~21:00	7:00~21:00 9:00~21:00	8:00~21:00 9:00~21:00
タチヤ関稲口店共同(出)			7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
パロー武芸川店共同(出)			7:00~20:00	7:00~20:00	8:00~20:00
イオンタウン各務原共同(出)			7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
JRセントラルタワーズ共同(出)			7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
JRセントラルタワーズスカイビル共同(出)			7:00~21:00	7:00~21:00	8:00~21:00
中部国際空港セントレア共同(出)			8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00

※予告なく設置場所、稼働時間を変更する事がございます。詳しくはせきしんの窓口へおたずね下さい。

現金自動機器設置状況 (単位:台)

	令和4年 6月末	令和5年 6月末	令和6年 6月末
店舗内現金自動預入 支払機(ATM/CD)	26	26	25
店舗外現金自動預入 支払機(ATM/CD)	11	11	11
合 計	37	37	36

店舗外キャッシュコーナー(11ヶ所)

関市
・関市役所 ・サンサンシティマゴ
・パロー関緑ヶ丘店 ・パロー関ひがし店
・パロー武芸川店共同 ・タチヤ関稲口店共同

岐阜市
・Vタウン芥見店共同

各務原市
・イオンタウン各務原共同

名古屋
・セントラルタワーズ桜通口共同
・セントラルタワーズスカイビル共同

常滑市
・中部国際空港ターミナル
・アクセスプラザ共同

預金業務

令和6年6月30日現在

当金庫では、豊富な預金商品をご用意して地域の皆様の着実な財産づくりのお手伝いをさせていただいております。
また、当金庫では今後とも、お客様のニーズにお応えするため新商品の開発やサービスの一層の充実に努力してまいります。

■総合口座等

商 品 名	内 容	お預入れ期間	お預入れ額
総 合 口 座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセット、いざというとき500万円までの自動融資をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円単位
普 通 預 金	公共料金の自動支払、給与、年金、配当金の自動受取りなど家計簿がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円単位
普 通 預 金 教育資金一括贈与専用口座 「まごころ」	租税特別措置法による教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)からお孫さん等への教育資金の贈与が一定額まで非課税となる商品です。	令和8年3月31日 ※令和5年4月1日より 新規口座開設停止	1,500万円以内
貯 蓄 預 金	預け入れ残高に応じて、5段階の金額階層別金利を適用します。	出し入れ自由	1円単位
通 知 預 金	まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	7日以上	10,000円以上
納 税 準 備 預 金	納税準備のための預金です。お利息は無税です。	お引出しは納税時	1円以上
当 座 預 金	手形、小切手の決済など、商取引に安全で便利な預金です。(無利息)	出し入れ自由	1円以上
無 利 息 型 普 通 預 金	預金保険制度による全額保護の対象となる預金です。利用方法は今までの普通預金と同様に、公共料金の自動支払・給与等の自動受取りもできます。	出し入れ自由	1円以上
譲 渡 性 預 金	余裕資金で大口の短期運用に有利な預金で、満期前に譲渡が可能です。	2週間以上2年以内	5,000万円以上 1,000万円単位

■定期預金

商 品 名	内 容	お預入れ期間	お預入れ額
ス ー パ ー 定 期	個人の方で期間3年以上は半年複利がご利用いただけます。	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上
大 口 定 期 預 金	1,000万円以上のまとまった資金のお預け入れに便利な預金です。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
期 日 指 定 定 期 預 金	最長3年まで預けられ、1年後は1ヶ月前に満期日をご指定いただければいつでも引き出せる便利な定期預金です。	最長3年(据置1年)	1,000円以上300万円未満
笑 顔 3 0 0	当金庫年金受給者を対象とした上乗せ金利定期預金です。(スーパー定期での取扱いとなります)	1年	1人10万円以上300万円以内
福 寿 定 期	当金庫年金受給者を対象とした上乗せ金利定期預金です。(スーパー定期での取扱いとなります)	1年	30万円以上1,000万円未満
財 形 貯 蓄	毎月の給料やボーナスからの天引き積立です。「一般財形」「財形住宅」「財形年金」があります。	5年以上(一般は3年以上)	給与天引き1,000円以上

■定期積金

商 品 名	内 容	お預入れ期間	お預入れ額
ス ー パ ー 積 金	毎月一定額を積み立て、満期日にまとまったお金になります。	1年以上5年以内(1年単位)	毎月1,000円以上

■期間限定商品

商 品 名		内 容	お預入れ期間	お預入れ額
定期 預金	懸賞金付定期 「夢付定期大吉」	定期のお利息以外に10万円につき1口の抽せん権が付き、1等2万円、2等1万円、3等2千円があたります。	1年(自動継続扱いのみ)	1口10万円以上1,000万円未満 10万円単位
	せしん退職金専用定期 「ステップアップ36」	退職金を受取られた個人を対象に、スーパー定期、スーパー定期300、大口定期預金3年に限り金利を上乗せいたします。	3年	1人1口300万円以上 (お受取退職金の範囲内)
	特別金利定期 「メリット」	個人および個人事業主の方を対象に、期間限定で金利を上乗せした定期預金です。	発売時に発表	1人1口20万円以上 1,000万円未満

融 資 業 務

令和6年6月30日現在

当金庫では、地域のお取引企業を対象に商業手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越などにより事業資金の融資を積極的に
行う一方、地域の皆様の日常生活で必要とする資金の申し出に幅広くお応えできるよう数多くのローン商品をご用意しております。

■事業資金

商 品 名	内 容	ご融資期間	ご融資限度額
事業者カードローン	事業用資金にご利用いただけます。	2年更新	2,000万円以内
事 業 者 ロ ー ン	事業用資金にご利用いただけます。	2年更新	2億8,000万円以内
ビジネスアシスト500	カンタン手続き・スピード審査・担保不要でスピード感のある経営戦略のチカラになる事業資金です。	10年以内	500万円以内
ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト	事業用資金やその借り換えにもご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
せきしん地域支援ローン	運転資金又は、設備資金にご利用いただけます。	7年以内	500万円以内
せきしん創業支援ローン	創業・新規事業の運転資金又は、設備資金にご利用いただけます。	運転 5年以内 設備 10年以内	500万円以内
創 業 サ ポ ー ト	簡単な申込で、スピーディに創業・新規事業の運転資金又は、設備資金にご利用いただけます。	7年以内	300万円以内
ビジネスプラスローンⅠ	運転資金又は、設備資金にご利用いただけます。	運転 7年以内 設備 10年以内	Ⅰ 2,000万円
ビジネスプラスローンⅠ(ワイド)			Ⅰ(ワイド) 5,000万円
ビジネスプラスローンⅡ			Ⅱ 2,000万円
ビジネスプラスローン(アドバンス)		運転 7年以内 運転(借換含) 15年以内 設備 20年以内	(アドバンス) 3,000万円
せきしんSDGsローン	SDGsや地球環境、労働環境に配慮した取組事業に対する事業資金(運転資金・設備資金)	運転 7年以内 設備 10年以内	1億円以内
省エネサポートローン	「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」を活用して、省エネ取組に関する事業資金にご利用いただけます。	10年以内	1億円以内
S S S ロ ー ン	支援機関を利用して取組む創業(事業)等の資金にご利用いただけます。	運転 7年以内 設備 10年以内	500万円以内

■住宅関連

商 品 名	内 容	ご融資期間	ご融資限度額
せきしん住宅ローン	住宅購入、新築、増改築、土地の購入、住宅資金の借り換え等にご利用いただけます。適用金利は「固定金利型」「変動金利型」「固定金利選択(変動金利、3、5、10年)型」からの選択となります。	40年以内	1億円以内
無担保住宅ローン	無担保にて、自宅の購入、新築、リフォーム(増改築・修繕)、またはリフォーム資金、住宅ローン資金の借換にご利用いただけます。	20年以内	2,000万円以内
無担保住宅ローン プ ラ イ ム			
リフォームプラン	無担保にて自宅のリフォーム(増改築・修繕)資金および諸費用、またはリフォームに関するローンの借り換え資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
リフォームプラン プ ラ イ ム			
リフォームプラン・エコ	無担保にて太陽光発電等のエコ関連設備の購入・設備資金やリフォーム関連の借り換え資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
リフォームローンプラス	無担保にてリフォーム関連資金や、住宅ローン及びリフォームローンの借り換え資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
住 宅 ロ ー ン 「住 ま い る」	住宅購入、新築、増改築・土地の購入、中古住宅の購入、マンションの購入、住宅資金の借り換え資金にご利用いただけます。	35年以内	5,000万円以内
フ ラ ッ ト 35	公庫買取型の長期固定金利住宅ローンです。 住宅・土地購入資金にご利用いただけます。	15年以上35年以下	8,000万円以内

■消費者ローン

商 品 名	内 容	ご融資期間	ご融資限度額
カーライフプラン	新車・中古車購入、車検、修理、借り換え費用、その他(税金、保険料、部品、パーツ・オプション購入取付費用、自動車保険費用、車庫設置費用及び教習所授業料等)にご利用いただけます。 (ネット販売物件も一部対象となります。)	10年以内	500万円以内
カーライフプラン プ ラ イ ム			
マイカーローン	新車・中古車・自動二輪車購入、車検、修理、借り換え費用、その他(運転免許証取得、車庫設置費用、タイヤ・カーナビ等車用品購入費用等)にご利用いただけます。	10年以内	800万円以内

営業のご案内

■消費者ローン

商 品 名	内 容	ご融資期間	ご融資限度額
教 育 カードローン	大学・高等学校など各種学校の入学・在学時の教育に関する費用をカードローンにてご利用いただけます。	最長10年以内	300万円以内
前 途 洋 々	学校等への納付金および就学にかかる付帯費用をカードローンにてご利用いただけます。	最長15年以内	300万円以内
教 育 プ ラ ン	大学院、大学、短大、専修学校、各種学校、高専、高校への学校納付金、就学にかかる付帯費用にご利用いただけます。	16年以内	1,000万円以内
教 育 プ ラ イ ム			
マイホーム応援団	有担保で直接ご融資させていただいている住宅ローン利用者専用カードローンです。	3年更新	限度額最高300万円
福 祉 プ ラ ン	介護ベッドや車椅子の購入費用、浴室や階段への手すりの設備費用等にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
個 人 ロ ー ン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
カ ー ド ロ ー ン	資金使途はご自由です。随時返済型・定額返済型からお選びいただけます。	3年更新	限度額最高100万円
せきしんきゃっする カ ー ド ロ ー ン	お使いみち自由なカードローン。パートやアルバイトの方もご利用いただけます。	5年更新	限度額最高300万円
せきしんきゃっする フ リ ー ロ ー ン	お使いみち自由なフリーローン(事業性資金は除く)。専業主婦・パート・アルバイトの方もご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
オールマイティー	お使いみち自由・手続き簡単・スピード審査の3拍子揃ったフリーローンです。借り換え資金にもご利用いただけます。	10年以内	300万円以内
シニアライフローン	リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用の他、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	10年以内	100万円以内
快 速 ロ ー ン	資金使途はご自由です。簡単なお申込みで、すばやくご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
せ き し ん 「プラチナ1000」	FAX・インターネットで自宅から仮審査申込ができる大型フリーローン(事業性資金は除く)です。	10年以内	1,000万円以内

■その他

商 品 名	内 容	ご融資期間	ご融資限度額
安 心	自らが必要とする事業用資金又は、非事業用資金にご利用いただけます。	最終償還時年齢75才以下	1億円以内

ご利用にあたって
 なお、ローン商品のご利用に際しては、所定の審査をさせていただきますので、ご意向に添えない場合もございます。
 また、返済計画はゆとりを持って無理のない計画をお立てになるようお薦めします。

保 険 業 務

令和6年6月30日現在

種 類	内 容
生 命 保 険	終身保険、医療保険、がん保険を取り扱っています。
損 害 保 険	長期火災保険、債務返済支援保険、傷害保険を取り扱っています。

証 券 業 務

令和6年6月30日現在

種 類	内 容
国債の窓口販売	新たに発行される国債(個人向け国債を含む)の窓口販売を行っています。
投 資 信 託	各種の投資信託商品を取り扱っています。

各種サービス

令和6年6月30日現在

ご預金・ご融資以外にも為替等金融にかかわる各種サービスをお取り扱いして、皆様の暮らしのお手伝いをさせていただいております。

業 務 名	内 容
W E B バ ン キ ン グ	残高照会・入出金明細照会・税金及び各種料金収納(ペイジー)・振込サービスがインターネットおよび携帯電話でご利用頂けます。(携帯電話でのお振込は、個人のお客様に限ります。)
W E B - F B サ ー ビ ス	残高照会・入出金明細照会・税金及び各種料金収納(ペイジー)・総合振込、給与振込サービスがインターネットでご利用頂けます。
ファーム・ホームバンキング	パソコン・ファクシミリなどを利用して、オフィスやご家庭に居ながらにして振込、振替、入出金明細照会、残高照会などのお取引ができます。
で ん さい サ ー ビ ス	「でんさい(電子記録債権)」はインターネット等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関に電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に支払いや譲渡を行うことができます。
年 金 ・ 給 料 自 動 受 取 り	各種年金、配当金、給料や賞与などがお客様のご指定口座でお受取りできます。
自 動 支 払 い	公共料金(電気・電話料金、税金等)や各種振替などがお客様の預金口座から自動的に支払われます。
A T M 振 込	ATMからも振込ができます(現金・キャッシュカードどちらでも可)。振込カードを併用されますと便利です。
海 外 送 金	電信送金、送金受取りの方法があります。
貿 易 取 引	輸出、輸入ともにお取り扱いしています。ただし、いずれの場合も信金中央金庫経由の取扱いとなります。
貸 金 庫	預金証書、株券、権利証、貴金属などの貴重品を安全にお預かりします。貸金庫設置店舗は9ヶ店です。(設置店舗:本店営業部、本町、東、金山、長森、山田、各務原、桜ヶ丘、美濃)
夜 間 金 庫	営業時間終了後、売上金等を安全にお預りし、翌営業日には預金口座へご入金いたします。夜間金庫設置店舗は7ヶ店です。(設置店舗:本店営業部、本町、金山、山王通、各務原、桜ヶ丘、美濃)
デ ビ ッ ト カ ー ド	デビットカード加盟店でせきしんのキャッシュカードがご利用できます。

せきしん ホームページ

せきしんホームページでは、関市近郊の地域情報も掲載しております。

また、お借入金額・金利・期間を入力するだけで、毎月・ボーナス月の返済額がわかるローンシミュレーションも掲載しておりますので、ぜひアクセスしてみてください。

ホームページアドレス

<https://www.shinkin.co.jp/seki1534/>



LINE@好評配信中!

当金庫ではスマートフォンのアプリ「LINE」において「LINE@」のアカウントを開設しております。

「友だち登録」していただいたお客様にキャンペーン情報・地域のイベント等を提供いたします。



LINE@
友達募集中です♪



「サンデーバンキング」開催中!

「本町支店」では、日曜日営業を開催しており、昨年度は36回開催し、延べ731名のお客様にご来店いただきました。

今年度も預金業務・融資業務・為替業務・収納業務・相談業務・諸届や事故届の受付で日曜日でもご利用いただけます。

※一部取扱いできない業務があります。休業日もございますので、詳しくはお近くの関信用金庫窓口へお問い合わせ下さい。

令和6年4月3日現在

内 訳				手数料(円)	
振 込	窓口振込	同 一 店 宛	3 万 円 以 上	550	
			3 万 円 未 満	330	
		本 支 店 宛	3 万 円 以 上	550	
			3 万 円 未 満	330	
		他 行 宛 (電信・文書)	3 万 円 以 上	880	
			3 万 円 未 満	660	
	給与振込	3営業日前(※1)	他 行 宛	220	
			本 支 店 宛	無料	
	上記以外	他 行 宛	550		
		本 支 店 宛	無料		
	ATM振込 (現金)	同 一 店 宛	3 万 円 以 上	220	
			3 万 円 未 満	110	
		本 支 店 宛	3 万 円 以 上	330	
			3 万 円 未 満	110	
		他 行 宛	3 万 円 以 上	660	
			3 万 円 未 満	440	
	ATM振込 (キャッシュカード)	同 一 店 宛	金額にかかわらず	無料	
			3 万 円 以 上	220	
		本 支 店 宛	3 万 円 未 満	110	
			3 万 円 以 上	550	
他 行 宛		3 万 円 未 満	330		
		3 万 円 未 満	330		
為替自動振込	同 一 店 宛	金額にかかわらず	無料		
		3 万 円 以 上	330		
	本 支 店 宛	3 万 円 未 満	110		
		3 万 円 以 上	660		
	他 行 宛	3 万 円 未 満	440		
		3 万 円 未 満	440		
	ファームバンキング WEB-FBサービス	同 一 店 宛	金額にかかわらず	無料	
			3 万 円 以 上	220	
		本 支 店 宛	3 万 円 未 満	110	
			3 万 円 以 上	550	
		他 行 宛	3 万 円 未 満	330	
			給 与 振 込	他 行 宛	110
ホームバンキング WEBバンキング	同 一 店 宛	金額にかかわらず	無料		
		3 万 円 以 上	220		
	本 支 店 宛	3 万 円 未 満	110		
		3 万 円 未 満	110		
	他 行 宛	3 万 円 以 上	550		
		3 万 円 未 満	330		
エレクトロニック バンキング	ファームバンキング		月 間	3,300	
	ホームバンキング		月 間	1,100	
	WEBバンキング(資金移動あり)		月 間	220	
	WEBバンキング(照会のみ)		月 間	無料	
	せぎしWEB-FBサービス		月 間	1,100	
FAXによるアンサー通知・照会				月 間	1,100
再 発 行	通帳・証書・カード等再発行(※2)		1件につき	1,100	
	保護預り		年 間	3,300	
そ の 他	口座管理手数料		1人年間	1,320	
	未利用口座管理手数料		年 額	1,320	
	発行・更新(無期限ICカードへの切替含む)手数料			無料	
個人 情報 報 告 関 連	個人情報開示	窓口渡しの場合	1回につき	1,100	
	取引履歴照会等 作成	COMコピー等作成手数料	1回につき	1,100+22/枚	
		端末機等資料作成手数料	1回につき	550+22/枚	
	各種調査手数料(上記以外)		1回につき	1,100	
個人情報開示や取引履歴照会等を郵送する場合には、上記金額に郵送代実費を追加してお支払いいただきます。					
複写機使用手数料		複写・帳票	1枚につき	22	
貸 金 庫	深さ100mm未満		年 額	10,560	
	深さ100mm以上		年 額	15,840	
夜間金庫	基本使用料		月 額	3,300	
	専用入金帳		1冊(50枚)	4,400	
代 金 取 立 関 係	同 一 店 宛		1通につき	無料	
	本 支 店 宛		1通につき	220	
	他 行 宛		1通につき	440	
	個 別 取 立		1通につき	1,100	
	送金・振込組戻料		1件につき	1,100	
	取立手形組戻料		1件につき	1,100	
	取立手形店頭呈示料(※3)		1件につき	1,100	
	不渡手形返却料(※3)		1枚につき	1,100	

(※1) 振込ご指定日の3営業日前までの明細持込みをいいます。
(※2) 旧現物が無い場合が対象となります。(通帳レスから有通帳への切替、パスワード失念による再発行を含む)
(※3) 費用が上記金額を超えるときは、所要実費を申し受けます。
(※4) 有料対象となるお取引
・高額通貨から低額通貨への両替、低額通貨から高額通貨への両替

内 訳				手数料(円)	
指定金融機関、収納代理金融機関以外の県税、市町村税等の納付書 (QRコード付納付書を除く)				1枚につき 440	
小切手・手形発行等	小切手帳	1冊(50枚)		5,500	
	手形帳	1冊(50枚)		5,500	
	自己宛小切手	1枚につき		550	
	マル専手形	1枚につき		550	
	マル専当座開設手数料			3,300	
	署名鑑印印刷サービス 新規登録・変更時			5,500	
両替手数料(※4) (硬貨入金時)	紙幣硬貨	窓口・渉外扱い	1枚～500枚	550	
			501枚～1,000枚	1,100	
			1,001枚～	1,650	
			以降500枚ごと	550円追加	
	現金整理手数料	窓口・渉外扱い	1枚～500枚	無料	
			501枚～1,000枚	220	
			1,001枚～2,000枚	550	
			2,001枚～	1,100	
以降1,000枚ごと			550円追加		
各種証明書	残高証明書(仮払い払戻し証明書含む)		依頼書1通につき	440	
	融資証明書(事業用)		依頼書1通につき	13,200	
	融資証明書(農転)		依頼書1通につき	6,600	
	その他証明書(上記以外の融資証明に関するもの)		1通につき	1,100	
	主債務の履行状況に関する情報提供書		依頼書1通につき	220	
融資関係	不動産関係	不動産新規設定1件につき (住宅ローン除く)	5千万円未満	33,000	
			5千万円以上	55,000	
		不動産追加設定(住宅ローン除く)	1件につき	33,000	
			不動産極度変更	1件につき	33,000
			不動産担保抹消(住宅ローン除く)	解除証書1通毎	11,000
	事業者カード発行		1枚につき	無料	
	ローンカード発行		1枚につき	無料	
	変更事務手数料 (融資に関する各種変更手続き)		1契約につき	5,500円 複数契約の場合 最大11,000円	
	収益物件事務手数料(※5)		1件につき	110,000	
	住宅ローン	事務取扱 手数料	しんきん保証	55,000	
			全国保証	88,000	
			住まいる	110,000	
		一部繰上返済手数料			11,000
		全額繰上 返済手数料	貸出後 3年以内	55,000	
			貸出後 5年以内	33,000	
貸出後 7年以内			22,000		
貸出後10年以内			15,400		
貸出後15年以内			11,000		
貸出後 15年超			5,500		
固定金利選択手数料(※6)			5,500		
でんさいサービス	基本手数料			無料	
	入金手数料			220	
	記録請求等	1件あたり		PC取引	代行取引
		記録(発生、譲渡、分割譲渡、保証)		220	1,100
		変更記録(債権内容に係る場合)		220	1,100
		支払等記録(口座間送金決済以外)		220	1,100
		通常開示		無料	1,100
	書面による請求	支払不能通知の訂正・取消			2,200
		変更記録			2,200
		特例開示			3,300
		支払不能情報照会			3,300
		残高証明書	定例発行		3,300
都度発行				5,500	
特定記録機関変更記録			5,500		
後見支援	預金	基本手数料	11,000		
		成年被後見人が当金庫で年金受取の場合	5,500		
	後見支援預金作成後、その口座より引落しさせていただきます。				
	口座管理手数料(2年目以降)		年間	3,300	
企業関係	(株)みらいワークス『Skill Shift』 利用サポート料金(※7)	標準	107,800		
		ビジネスマッチング	107,800		
		採用支援	330,000		

(金額には消費税を含みます)
・新券両替(ただし、新券両替をされる店舗でお取引のあるお客様は1日1回49枚まで無料)
・実質、両替の出入金
物件の全部または一部を収益を得ることを目的に賃貸に供する不動産取得(借換を含む)を資金使途とした新規融資実行を対象とします。
(※5) 当初借入時および固定期間満了後の変動金利への変更を除きます。
(※6) 当初借入時および固定期間満了後の変動金利への変更を除きます。
(※7) (株)みらいワークスに支払う利用手数料を含みます。詳細については窓口にてお問い合わせください。

歴 史			
明治41年 9月	有限責任関信用購買組合設立、事務所を高見町（現本町7丁目）におく、初代組合長額元三郎就任	5年10月	「年金相談会」開始
		9年 6月	預金1,500億円達成
昭和3年 6月	有限責任関信用利用組合と名称変更	10年 9月	新本店落成式並びに創立90周年記念式典挙行
4年 3月	事務所を郷戸町（現本町4丁目）に移転	10月	現在地にて新本店営業開始
8年 4月	有限責任から保証責任に組織変更	11年 6月	沼田理事長が会長に就任
15年 6月	専務理事山本春次郎第2代組合長に就任		第5代理事長に専務理事石木三郎が就任
19年 7月	市街地信用組合法による関信用組合と改組	8月	「日曜相談会」開始
20年 1月	練屋町（現本町2丁目）に本店事務所を新築移転	12年 4月	投資信託の窓口販売業務開始
26年 5月	関信用組合、関市の市金庫となる	15年 4月	経営相談室（現地域支援部）設置
6月	西出張所を西支店に昇格	8月	保険商品の窓口販売業務開始
27年 3月	信用金庫法に基づく関信用金庫に改組、改称	17年11月	東海地区信用金庫協会主催のビジネスフェアに参加開始
28年 9月	東支店開設		岐阜工業高等専門学校との産学連携サポートシステムの開始
31年 2月	中小企業金融公庫の代理業務取扱開始	12月	名古屋大学、名古屋工業大学との産学連携サポートシステムの開始
32年11月	創立50周年記念式典挙行	19年 4月	コンプライアンス統括室（現リスク統括部）設置
33年 4月	金山支店開設	6月	第6代理事長に常務理事加藤韶房が就任
35年 5月	預金10億円達成	20年 9月	創立100周年を迎える
40年 5月	金山支店新築移転	11月	中部学院大学・同短期大学部との産学連携サポートシステムの開始
42年 3月	本店新築	21年 4月	第1回「関信用金庫杯学童軟式野球大会」の開催
47年11月	山本理事長が会長に就任、第3代理事長に専務理事石河準一が就任	6月	「経営相談会」開始
	預金100億円達成	10月	預金2,000億円達成
48年 4月	住宅金融公庫の代理業務取扱開始	23年 6月	第7代理事長に専務理事中島住雄が就任
51年 6月	長森支店開設	25年 6月	せきしん「高齢者等見守り活動」の開始
52年 6月	両替商業業務開始	26年11月	本町支店新築
53年11月	日銀歳入代理店となる	28年 3月	地域創生にかかる包括連携協定を下呂市と締結
55年11月	山王通支店開設	29年 1月	関市と「地方創生を目的とした包括連携協力協定」の締結
57年12月	加茂野支店開設		尾西信用金庫と「地域活性化に向けた包括的連携協力に関する覚書」の締結
58年 5月	第4代理事長に専務理事沼田正敏が就任	6月	第8代理事長に常務理事櫻井広志が就任
9月	預金500億円達成	30年 8月	第1回「関信用金庫杯スポパレーボール大会」の開催
10月	創立75周年記念式典挙行		9月
59年 3月	三輪支店開設		長森支店新築
11月	「せきしん経済クラブ」発足	令和元年10月	市政功労者表彰受賞
61年12月	山田支店開設	2年 6月	加茂野支店新築
62年12月	せきしんリース株式会社設立	3年 9月	せきしんSDGsローン発売開始
63年 5月	各務原支店開設	4年 5月	東支店新築
9月	創立80周年記念式典挙行	6年 3月	預金3,000億円達成
平成2年 3月	桜ヶ丘支店開設	5月	みのかも支店開設
	預金1,000億円達成	6月	櫻井理事長が会長に就任
4年 7月	財団法人せきしん地域振興協力基金設立		第9代理事長に常務理事石竹智範が就任
10月	美濃支店開設		



2024

SEKI SHINKIN BANK

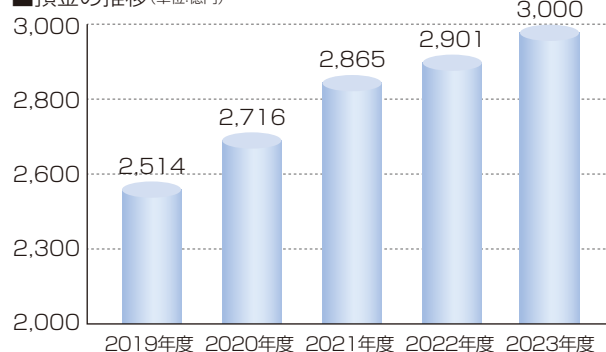
資料編

主要な経営指標の推移

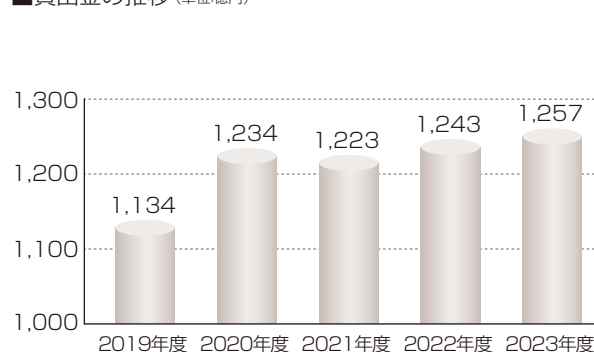
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益(千円)	3,461,062	3,660,140	3,422,983	3,509,559	3,228,029
経常利益(千円)	306,135	426,344	448,117	335,079	327,932
当期純利益(千円)	167,407	312,136	234,289	224,519	231,022
純資産額(百万円)	14,825	16,256	15,233	13,256	13,690
総資産額(百万円)	267,567	289,280	302,925	304,410	315,070
預金積金残高(百万円)	251,435	271,623	286,584	290,151	300,085
貸出金残高(百万円)	113,458	123,420	122,300	124,307	125,745
有価証券残高(百万円)	80,782	88,734	92,874	86,080	88,624
単体自己資本比率(%)	14.46	14.70	14.00	14.40	14.46

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

■預金の推移(単位:億円)



■貸出金の推移(単位:億円)



会員数・出資総額・出資総口数・配当金

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
会員数(人)	15,499	15,435	15,268	15,077	14,969
出資総額(百万円)	400	400	400	401	402
出資総口数(千口)	8,004	8,007	8,019	8,024	8,053
出資に対する配当金(1口あたり円)	2	2	2	2	3

職員数の内訳

(単位:人)

	2019年度			2020年度			2021年度			2022年度			2023年度		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
職員	122	76	198	125	80	205	126	82	208	121	79	200	118	80	198
嘱託職員	1	6	7	2	7	9	2	5	7	2	5	7	1	4	5
臨時職員	6	15	21	4	15	19	4	16	20	4	18	22	2	20	22
合計	129	97	226	131	102	233	132	103	235	127	102	229	121	104	225

■貸借対照表(資産)			(単位:千円)
科 目	第79期 (自 令和4年4月 1日 至 令和5年3月31日)	第80期 (自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)	
(資 産 の 部)			
現 金	1,282,602	1,411,248	
預 け 金	85,956,572	91,742,868	
買 入 金 銭 債 権	2,107,665	2,075,142	
金 銭 の 信 託	10	10	
有 価 証 券	86,080,001	88,624,398	
国 債	16,452,490	15,723,750	
地 方 債	5,429,740	7,012,620	
社 債	20,910,553	23,021,174	
株 式	33,641	50,969	
その他の証券	43,253,577	42,815,884	
貸 出 金	124,307,353	125,745,014	
割 引 手 形	968,812	1,022,558	
手 形 貸 付	5,657,692	5,607,257	
証 書 貸 付	110,203,753	111,844,249	
当 座 貸 越	7,477,094	7,270,949	
そ の 他 資 産	1,616,371	2,039,320	
未決済為替貸	73,080	103,299	
信金中金出資金	1,032,800	1,432,800	
未 収 収 益	303,898	340,604	
その他の資産	206,592	162,616	
有 形 固 定 資 産	3,570,327	3,687,334	
建 物	1,467,123	1,399,273	
土 地	1,746,523	1,811,477	
リ ー ス 資 産	199,976	241,654	
建 設 仮 勘 定	—	72,160	
その他の有形固定資産	156,704	162,769	
無 形 固 定 資 産	43,565	89,731	
ソフトウェア	4,661	2,113	
リ ー ス 資 産	13,297	61,190	
その他の無形固定資産	25,607	26,426	
前 払 年 金 費 用	37,500	46,979	
繰 延 税 金 資 産	1,174,478	1,111,318	
債 務 保 証 見 返	121,174	150,976	
貸 倒 引 当 金	△ 1,886,647	△ 1,654,057	
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,743,981)	(△ 1,512,910)	
資 産 の 部 合 計	304,410,978	315,070,287	

■貸借対照表(負債及び純資産)			(単位:千円)
科 目	第79期 (自 令和4年4月 1日 至 令和5年3月31日)	第80期 (自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)	
(負 債 の 部)			
預 金 積 金	290,151,801	300,085,021	
当 座 預 金	8,011,839	9,413,612	
普 通 預 金	113,177,219	115,635,881	
貯 蓄 預 金	449,000	447,211	
通 知 預 金	597,439	547,532	
定 期 預 金	156,450,906	162,902,833	
定 期 積 金	10,157,890	9,870,492	
その他の預金	1,307,505	1,267,457	
そ の 他 負 債	695,268	944,311	
未決済為替借	121,929	215,755	
未 払 費 用	238,050	279,157	
給付補填備金	908	663	
未払法人税等	32,303	49,334	
前 受 収 益	37,612	30,146	
払 戻 未 済 金	5,376	11,524	
払 戻 未 済 持 分	10	—	
リ ー ス 債 務	221,958	326,704	
その他の負債	37,120	31,024	
退職給付引当金	25,813	23,141	
役員退職慰労引当金	74,787	80,837	
睡眠預金払戻損失引当金	3,642	3,515	
偶発損失引当金	35,287	45,439	
繰 延 税 金 負 債	—	—	
再評価に係る繰延税金負債	46,517	46,517	
債 務 保 証	121,174	150,976	
負 債 の 部 合 計	291,154,292	301,379,761	
(純 資 産 の 部)			
出 資 金	401,226	402,663	
普 通 出 資 金	401,226	402,663	
利 益 剰 余 金	15,584,578	15,799,701	
利 益 準 備 金	400,969	401,226	
その他利益剰余金	15,183,609	15,398,475	
特 別 積 立 金	14,434,673	14,634,673	
当期末処分剰余金	748,935	763,801	
会 員 勘 定 合 計	15,985,804	16,202,364	
その他有価証券評価差額金	△ 2,358,879	△ 2,141,599	
土地再評価差額金	△ 370,239	△ 370,239	
評価・換算差額等合計	△ 2,729,118	△ 2,511,839	
純 資 産 の 部 合 計	13,256,685	13,690,525	
負債及び純資産の部合計	304,410,978	315,070,287	

■損益計算書

(単位:千円)

科 目	第79期 (自 令和4年4月 1日 至 令和5年3月31日)	第80期 (自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)
経 常 収 益	3,509,559	3,228,029
資 金 運 用 収 益	2,990,269	2,749,394
貸 出 金 利 息	1,668,650	1,618,563
預 け 金 利 息	94,562	126,140
有価証券利息配当金	1,190,618	968,412
その他の受入利息	36,438	36,278
役務取引等収益	333,290	312,727
受入為替手数料	127,727	127,452
その他の役務収益	205,563	185,275
その他業務収益	159,745	122,907
外国為替売買益	1,621	—
国債等債券売却益	120,756	106,334
その他の業務収益	37,368	16,573
その他経常収益	26,253	42,999
貸倒引当金戻入益	—	36,471
償却債権取立益	20	—
株式等売却益	1,130	5,301
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	25,103	1,226
経 常 費 用	3,174,480	2,900,096
資 金 調 達 費 用	52,737	58,975
預 金 利 息	52,487	58,632
給付補填備金繰入額	249	342
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	316,892	301,160
支払為替手数料	54,972	54,368
その他支払手数料	6,698	7,018
その他の役務費用	255,221	239,773
その他業務費用	281,602	171,443
国債等債券売却損	—	120,350
国債等債券償還損	280,642	50,790
その他の業務費用	960	303
経 費	2,337,239	2,321,553
人 件 費	1,504,942	1,485,539
物 件 費	754,013	753,950
税 金	78,284	82,063
その他経常費用	186,007	46,963
貸倒引当金繰入額	152,184	—
株式等売却損	32,124	—
その他の経常費用	1,698	46,963

(単位:千円)

科 目	第79期 (自 令和4年4月 1日 至 令和5年3月31日)	第80期 (自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)
経 常 利 益	335,079	327,932
特 別 利 益	928	—
固定資産処分益	928	—
特 別 損 失	1,029	1,229
固定資産処分損	457	0
減 損 損 失	572	1,229
税引前当期純利益	334,977	326,703
法人税、住民税及び事業税	88,651	115,351
法人税等調整額	21,805	△19,670
法 人 税 等 合 計	110,457	95,681
当 期 純 利 益	224,519	231,022
繰越金(当期首残高)	524,415	532,779
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	748,935	763,801

■剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第79期 (自 令和4年4月 1日 至 令和5年3月31日)	第80期 (自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日)
当期末処分剰余金	748,935,567	763,801,696
積立金取崩額	—	—
計	748,935,567	763,801,696
剰余金処分額	216,156,110	225,268,194
普通出資に対する配当金 (年4%の割合)	15,899,210	23,830,844 (年6%の割合)
利益準備金	256,900	1,437,350
特別積立金	200,000,000	200,000,000
繰越金(当期末残高)	532,779,457	538,533,502

※2024年6月17日開催の第73回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月17日
関信用金庫 理事長

石竹 智範

〈貸借対照表関係〉

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 8年～50年 |
| その他 | 3年～50年 |
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 |
| 差引額 | △89,255百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月31日現在)
- 0.2090%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金37百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,654百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 13百万円
15. 子会社等の株式又は出資金の総額 18百万円
16. 子会社等に対する金銭債務総額 439百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 3,419百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 21百万円
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,767百万円 |
| 危険債権額 | 3,898百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 105百万円 |
| 合計額 | 5,771百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りがで

きない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,022百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 506百万円

担保資産に対応する債務

預金 92百万円

上記のほか、信金中央金庫との為替決済担保として定期預金10,000百万円、十六銀行との当座貸越契約の担保として定期預金150百万円、岐阜市水道料受入の担保として定期預金1百万円、関市市税等受入の担保として現金60百万円を差し入れております。

22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法、及び第2条第3号に定める地方税法に基づいて、奥行価格補正及び時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△651百万円

23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。

24. 出資1口当たりの純資産額 1,699円99銭

25. 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクにも晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

- (ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規定に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

- (iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で6,940百万円であります。

なお、当金庫では、モデルが算出したVaRと実際の損益を比較するバックテストを実践し、VaR算出モデルの有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当金庫では、「貸出金」、「預金積金」、「預け金」については、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は8,950百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

第80期決算の注記事項

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	91,742	92,104	362
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	599	620	20
その他有価証券	87,983	87,983	-
(3)貸出金(※1)	125,745		
貸倒引当金(※2)	△1,653		
	124,091	122,365	△1,726
金融資産計	304,417	303,074	△1,343
(1)預金積金	300,085	299,948	△136
金融負債計	300,085	299,948	△136

(※1)貸出金の時価は「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」であります。
(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、元利金の合計額を同様の私募債を新規に発行する際に使用する利率で割り引いた価格としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※1)	18
非上場株式(※1)	15
信金中央金庫出資金(※1)	1,432
組合出資金(※2)	7
合 計	1,473

(※1)子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)預け金	46,942	35,000	4,800	5,000
(2)有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	600
その他有価証券のうち満期があるもの	5,403	26,533	15,251	26,659
(3)貸出金(※1)	22,324	41,147	26,981	27,204
合 計	74,671	102,680	47,032	59,464

(※1)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)預金積金(※1)	235,936	63,860	3	95
合 計	235,936	63,860	3	95

(※1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。また、延滞・期流れ等のものは含めておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下29.まで同様であります。

(単位:百万円)				
満期保有目的の債券	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	そ の 他	199	231	31
	小 計	199	231	31
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	そ の 他	400	388	△11
	小 計	400	388	△11
合 計		599	620	20

(単位:百万円)				
その他有価証券	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	13,320	13,221	98
	国 債	1,171	1,115	55
	地 方 債	5,222	5,200	22
	社 債	6,926	6,906	20
	そ の 他	13,450	11,836	1,614
	小 計	26,771	25,058	1,712

(単位:百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	17	18	△1
	債 券	32,437	34,262	△1,825
	国 債	14,552	16,197	△1,644
	地 方 債	1,790	1,800	△9
	社 債	16,094	16,265	△171
	そ の 他	28,757	31,601	△2,843
合 計		87,983	90,941	△2,958

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	982	0	118
国 債	—	—	—
社 債	982	0	118
そ の 他	1,686	147	52
外 国 債 券	798	105	2
合 計	2,668	147	171

29. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①決算日の時価が、取得原価に比べ50%以上下落している場合及び、②決算日の時価が、取得原価に比べ30%以上50%未満下落している場合で、かつ、株式等については、決算日前1年間における当該株式等の平均時価が、取得原価に比べ30%以上下落している場合であります。

なお、株式等については、決算日以前の過去1年間における時価が、1度でも取得原価まで回復したものについては、今後1年以内に回復する見込みがあると判断しております。債券の場合、時価の下落が市場金利等の上昇に起因し、保有期間中に時価の下落が解消する見込みがあるときには、回復する見込みがあると判断しております。

30. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)					
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	0	0	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は45,885百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが10,278百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
個別貸倒引当金	336百万円
退職給付引当金	6百万円
役員退職慰労引当金	22百万円
未払賞与	47百万円
減価償却費	13百万円
偶発損失引当金	12百万円
未収利息	3百万円
減損損失	36百万円
その他有価証券評価差額金	816百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	1,305百万円
評価性引当額	△194百万円
繰延税金資産合計	1,111百万円

〈損益計算書関連〉

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額28円83銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)			
地 域	主な用途	種 類	減損損失
関 市 外	営業用店舗1ヶ所	土 地	1,229
合 計			1,229

営業用店舗については、営業店(本店営業部、各支店(出張所含む))毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループ1ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,229千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は主として不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

以 上

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務粗利益率並びに資金運用収支、
役務取引等収支及びその他業務収支 (単位：千円)

	2022年度	2023年度
資金運用収支	2,937,531	2,690,419
資金運用収益	2,990,269	2,749,394
資金調達費用	52,737	58,975
役務取引等収支	16,398	11,567
役務取引等収益	333,290	312,727
役務取引等費用	316,892	301,160
その他の業務収支	△ 121,856	△ 48,535
その他業務収益	159,745	122,907
その他業務費用	281,602	171,443
業務粗利益	2,832,073	2,653,450
業務粗利益率	0.94%	0.87%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

総資金利鞘 (単位：%)

	2022年度	2023年度
資金運用利回	0.99	0.90
資金調達原価率	0.82	0.80
総資金利鞘	0.17	0.10

業務純益 (単位：千円)

	2022年度	2023年度
業務純益	480,949	344,546
実質業務純益	507,483	344,546
コア業務純益	667,368	409,352
コア業務純益 (投資信託売却損益除く)	459,808	373,042

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費の内役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

総資産利益率 (単位：%)

	2022年度	2023年度
総資産経常利益率	0.10	0.10
総資産当期純利益率	0.07	0.07

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
資金運用勘定	300,911	304,427	2,990,269	2,749,394	0.99	0.90
うち貸出金	123,738	125,048	1,668,650	1,618,563	1.34	1.29
預け金	80,113	85,961	94,562	126,140	0.11	0.14
買入金銭債権	2,122	2,089	10,854	10,693	0.51	0.51
有価証券	93,903	90,292	1,190,618	968,412	1.26	1.07
資金調達勘定	288,995	292,461	52,737	58,975	0.01	0.02
うち預金積金	288,995	292,461	52,737	58,975	0.01	0.02

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (2022年度 130百万円、2023年度 132百万円) を控除して表示してあります。

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	2022年度			2023年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	79,383	△ 85,970	△ 6,587	△ 19,327	△ 221,548	△ 240,875
うち貸出金	12,753	△ 86,687	△ 73,934	17,931	△ 68,019	△ 50,088
預け金	6,151	△ 1,270	4,882	7,290	24,288	31,579
買入金銭債権	△ 173	△ 58	△ 230	△ 170	9	△ 159
有価証券	60,652	2,045	62,698	△ 44,378	△ 177,828	△ 222,204
支払利息	3,092	△ 28,123	△ 25,031	639	5,599	6,238
うち預金積金	3,092	△ 28,123	△ 25,031	639	5,599	6,238

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、按分計算しております。

預金に関する指標

預金科目別残高		(単位：百万円)	
	2022年度	2023年度	
流動性預金	122,236	126,045	
当座預金	8,011	9,413	
普通預金	113,177	115,636	
うち決済性預金	13,900	14,071	
貯蓄預金	449	447	
通知預金	597	547	
うち有利息預金	100,323	102,560	
定期性預金	166,608	172,773	
定期預金	156,450	162,902	
うち固定金利定期預金	156,450	162,902	
うち変動金利定期預金	0	0	
定期積金	10,157	9,870	
その他預金	1,306	1,266	
別段預金	1,197	1,172	
納税準備預金	108	93	
預金積金合計	290,151	300,085	
譲渡性預金	—	—	
合 計	290,151	300,085	

預金科目別平均残高		(単位：百万円)	
	2022年度	2023年度	
流動性預金	121,484	122,528	
当座預金	8,031	8,163	
普通預金	112,439	113,349	
うち決済性預金	14,245	13,788	
貯蓄預金	471	451	
通知預金	542	564	
うち有利息預金	99,207	101,076	
定期性預金	166,420	168,856	
定期預金	156,053	158,748	
うち固定金利定期預金	156,053	158,748	
うち変動金利定期預金	0	0	
定期積金	10,366	10,108	
その他預金	1,085	1,075	
別段預金	972	981	
納税準備預金	112	93	
預金積金合計	288,990	292,461	
譲渡性預金	—	—	
合 計	288,990	292,461	

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中に市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3.その他=別段預金+納税準備預金

貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高		(単位:百万円)	
	2022年度	2023年度	
貸 出 金	123,738	125,048	
割引手形	907	941	
手形貸付	5,416	5,451	
証書貸付	110,951	111,825	
当座貸越	6,463	6,830	

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高		(単位:百万円)	
	2022年度	2023年度	
貸 出 金	124,307	125,745	
うち変動金利	47,112	41,469	
うち固定金利	77,195	84,275	

(注)残存期間1年以下の割引手形・手形貸付については、変動金利に含めています。

消費者ローン・住宅ローン残高		(単位:百万円)	
	2022年度	2023年度	
消 費 者 ロ ー ン	4,312	3,929	
住 宅 ロ ー ン	32,387	32,118	

貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	2022年度			2023年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製 造 業	601	23,981	19.29	553	22,413	17.82
農 業、林 業	11	88	0.07	10	79	0.06
漁 業	—	—	—	1	5	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	2	39	0.03	2	37	0.02
建 設 業	436	8,476	6.81	412	7,675	6.10
電気、ガス、熱供給、水道業	20	110	0.08	20	111	0.08
情 報 通 信 業	6	31	0.02	6	21	0.01
運 輸 業、郵便業	42	2,046	1.64	43	2,148	1.70
卸売業、小売業	294	7,274	5.85	283	6,541	5.20
金融業、保険業	22	12,065	9.70	21	16,109	12.81
不 動 産 業	208	10,878	8.75	194	9,900	7.87
物 品 賃 貸 業	4	88	0.07	3	78	0.06
学術研究、専門・技術サービス業	19	128	0.10	18	101	0.08
宿 泊 業	2	13	0.01	2	27	0.02
飲 食 業	129	2,070	1.66	132	1,948	1.54
生活関連サービス業、娯楽業	76	748	0.60	76	815	0.64
教育、学習支援業	11	110	0.08	12	152	0.12
医 療、福 祉	74	2,485	1.99	69	2,296	1.82
その他サービス	151	2,014	1.62	153	1,975	1.57
小 計	2,108	72,651	58.44	2,010	72,438	57.60
地 方 公 共 団 体	8	14,040	11.29	8	16,241	12.91
個 人	5,915	37,615	30.25	5,603	37,065	29.47
合 計	8,031	124,307	100.00	7,621	125,745	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
当 金 庫 預 金 積 金	2,160	2,028
有 価 証 券	—	—
動 産	166	151
不 動 産	13,271	12,229
計	15,598	14,409
信用保証協会・信用保険	37,607	33,044
保 証	12,895	12,303
信 用	58,206	65,986
合 計	124,307	125,745

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
当 金 庫 預 金 積 金	0	0
不 動 産	0	0
計	0	0
信用保証協会・信用保険	40	40
保 証	4	2
信 用	126	158
合 計	171	200

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	2022年度		2023年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	55,418	44.58	55,146	43.86
運 転 資 金	68,889	55.42	70,598	56.14
合 計	124,307	100.00	125,745	100.00

預貸率

(単位:%)

	2022年度	2023年度
期 末 預 貸 率	42.84	41.90
期 中 平 均 預 貸 率	42.81	42.75

(注)預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	115	142	—	115	142
	2023年度	142	140	—	142	140
個別貸倒引当金	2022年度	1,663	1,743	45	1,618	1,743
	2023年度	1,743	1,512	196	1,547	1,512
合 計	2022年度	1,779	1,886	45	1,734	1,886
	2023年度	1,886	1,653	196	1,690	1,653

貸出金償却の額

(単位:千円)

	2022年度	2023年度
貸 出 金 償 却	—	—

有価証券の状況

有価証券に関する指標

有価証券の残存期間別残高(時価)

(単位:百万円)

	1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超10年以下		10年超		期間の定めのないもの		合計	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国 債	—	—	101	100	—	—	—	—	—	546	16,351	15,076	—	—	16,452	15,723
地 方 債	3,212	1,202	2,217	1,002	—	—	—	—	—	4,807	—	—	—	—	5,429	7,012
社 債	1,134	3,337	9,260	7,817	6,691	8,589	854	1,139	1,346	764	1,623	1,373	—	—	20,910	23,021
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	50	33	50
外 国 証 券	1,000	398	1,867	2,591	4,606	6,980	5,753	3,642	3,965	4,000	7,618	7,127	6,191	6,360	31,002	31,101
投 資 信 託	—	270	2,099	2,077	1,204	1,383	2,523	4,128	3,149	555	676	659	2,608	2,653	12,261	11,728
その他の証券	—	—	—	7	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	7

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
有 価 証 券	93,903	90,292
国 債	17,560	17,303
地 方 債	7,540	6,226
社 債	20,287	22,306
株 式	19	48
外 国 証 券	31,522	31,080
投 資 信 託	16,970	13,319
その他の証券	3	8

預証率

(単位:%)

	2022年度	2023年度
期 末 預 証 率	29.66	29.53
期 中 平 均 預 証 率	32.49	30.87

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はありません。

時価情報

金銭の信託

その他の金銭の信託

(単位:百万円)

貸借対照表計上額	2022年度				貸借対照表計上額	2023年度			
	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの		取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	0	0	—	0	0	0	0	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引については該当ございません。

有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当する取引はありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	2022年度			貸借対照表計上額	2023年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額		貸借対照表計上額	時 価	差 額
そ の 他	499	535	35	199	231	31	
小 計	499	535	35	199	231	31	
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	2022年度			貸借対照表計上額	2023年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額		貸借対照表計上額	時 価	差 額
そ の 他	200	184	△ 15	400	388	△ 11	
小 計	200	184	△ 15	400	388	△ 11	
合 計	699	719	19	599	620	20	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	2022年度			貸借対照表計上額	2023年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—	—	—	—	—
債 券	17,573	17,393	180	13,320	13,221	98	
国 債	2,489	2,397	92	1,171	1,115	55	
地 方 債	5,429	5,399	29	5,222	5,200	22	
社 債	9,654	9,596	58	6,926	6,906	20	
そ の 他	11,864	10,932	931	13,450	11,836	1,614	
小 計	29,438	28,326	1,112	26,771	25,058	1,712	
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	2022年度			貸借対照表計上額	2023年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—	17	18	△ 1	
債 券	25,219	26,370	△ 1,151	32,437	34,262	△ 1,825	
国 債	13,962	14,910	△ 947	14,552	16,197	△ 1,644	
地 方 債	—	—	—	1,790	1,800	△ 9	
社 債	11,256	11,459	△ 203	16,094	16,265	△ 171	
そ の 他	30,680	33,899	△ 3,219	28,757	31,601	△ 2,843	
小 計	55,899	60,270	△ 4,370	61,212	65,883	△ 4,670	
合 計	85,338	88,596	△ 3,258	87,983	90,941	△ 2,958	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	18	18
非上場株式	15	15
組合出資金	8	7
合計	41	41

健全性の指標

不良債権の状況

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2022年度	1,859	1,859	879	979	100.00	100.00
	2023年度	1,767	1,767	1,006	760	100.00	100.00
危険債権	2022年度	3,762	2,904	2,140	764	77.19	47.10
	2023年度	3,898	3,037	2,285	752	77.91	46.62
要管理債権	2022年度	128	71	56	16	55.47	22.22
	2023年度	105	64	51	12	60.95	22.22
三月以上 延滞債権	2022年度	13	1	—	1	7.69	7.69
	2023年度	0	0	0	0	—	—
貸出条件 緩和債権	2022年度	114	71	56	15	62.28	25.86
	2023年度	105	64	51	12	60.95	22.22
小計(A)	2022年度	5,749	4,837	3,076	1,760	84.14	65.84
	2023年度	5,771	4,869	3,343	1,525	84.37	62.81
正常債権(B)	2022年度	118,819					
	2023年度	120,284					
総与信残高 (A)+(B)	2022年度	124,569					
	2023年度	126,056					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

償却及び引当の方針

当金庫は、当金庫の保有する資産（貸出金及び貸出金に準ずる資産）を信用金庫法及び企業会計原則等の諸法規等に基づき自己査定を行い、その自己査定結果により判断された信用リスクの程度に応じて適切な償却・引当を行っております。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	115

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」103百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

(注 P46自己資本の充実の状況等について)

1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

■ 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目と同じく調整項目とで構成されています。令和5年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基礎項目では地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させてまいりました。自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。尚、収益計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入し厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスクの計測にあたっては、与信金額、デフォルト率、未保全率のデータを整備し、高度な計測モデルを用いてリスク量の計測を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、定期的にあるいは必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。
・R&I ・JCR ・Moody's ・S&P

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的担保、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫が採用している信用リスク削減手法には、預金相殺の他に適格担保としての自金庫預金積金があります。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫における派生商品取引は、保有する投資信託の裏付資産の一部であり、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、そのリスク管理については、金庫で定める「リスク管理規定」に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引はございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。【また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。】

当金庫が証券化取引【(再証券化取引を含む。以下本項において同じ。)]を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャー【(再証券化エクスポージャーを含む。以下本項において同じ。)]については、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「資金運用基準」で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、当金庫は再証券化エクスポージャーを保有しておりません。

2. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用基準の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデュアリゼンシスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部資金運用課において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク統括部リスク管理課の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部資金運用課において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を信託銀行、証券会社等から半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

4. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

5. 信用金庫の子法人等(連結子法人等を除く)のうち、当該信用金庫が行った証券化取引(信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

6. 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価格（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）による評価を実施しております。

7. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしていません。

・R&I ・JCR ・Moody's ・S&P

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しておりますが、これらリスクについては、ALM委員会におきまして協議・検討するとともに、定期的にあるいは必要に応じて経営陣による理事会等において、報告する態勢を整備しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等 エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況等を、定期的にALM委員会へ報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他の出資金に関しましては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基いた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況については、定期的にあるいは必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切にリスクコントロールすることを基本方針としています。

金利リスクは金庫の全ての金利感応資産・負債を対象に管理しております。通貨については、重要な金利リスクを有する日本円、米ドル、豪ドルを対象としています。

金利リスクの計測は、IRRBB（金利変動による経済変動の指標である Δ EVE及び、期間収益変化の指標である Δ NI）、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベーク・ポイント・バリュー）といった金利リスク指標を、リスク統括部が毎月末を基準日とし月次で計測し、有価証券等の売却により金利リスクの削減を行う方針としています。

2. 金利リスクの算定手法の概要

（1）開示公告に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE、 Δ NI並びに、金庫が追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ①流動性資金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ②流動性資金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ③流動性預金への満期の割当方法及び前提 金融庁方式
- ④複数の通貨の集計方法等 通貨別に算出したリスク値を合算（通貨間相関考慮せず）
- ⑤その他
 - ・スプレッド及びその変動は考慮していません。
 - ・ Δ EVE、 Δ NIに重大な影響を及ぼす前提はありません。
 - ・重要性テストの結果は、55.22%と基準値（20%）を超えていますが、リスク顕在後の自己資本比率は6.47%と国内基準の4%を超えています。

3. 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示公告に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NI以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

（1）金利ショックに関する説明

当庫では、主としてVaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスクを算定しています。また、ストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や一定期間における金利上昇幅を参考に、金庫全体の金利リスクの影響を定期的に検証しています。

（2）金利リスク計測の前提及びその意味

VaRについては、「分散共分散法」を採用し、保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99%としており、リスク量が配賦資本の範囲内であるかについて、リスク統括部が月次でALM委員会に報告しています。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	単体ベース				連結ベース			
	リスク・アセット		所要自己資本額		リスク・アセット		所要自己資本額	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	105,109	106,027	4,204	4,241	106,203	107,273	4,248	4,290
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	96,420	96,244	3,856	3,849	97,508	97,487	3,900	3,899
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	—	0	—	0	—	0	—
国際開発銀行向け	60	—	2	—	60	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機構向け	39	39	1	1	39	39	1	1
地方三公社向け	10	10	0	0	10	10	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	22,323	30,668	892	1,226	22,340	30,679	893	1,227
法人等向け	27,243	27,058	1,089	1,082	27,243	27,058	1,089	1,082
中小企業等向け及び個人向け	24,004	19,714	960	788	24,004	19,714	960	788
抵当権付住宅ローン	4,289	2,938	171	117	4,289	2,938	171	117
不動産取得等事業向け	6,973	6,502	278	260	6,973	6,502	278	260
三月以上延滞等	97	71	3	2	97	71	3	2
取立未済手形	14	20	0	0	14	20	0	0
信用保証協会等による保証付	460	534	18	21	460	534	18	21
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	41	59	1	2	41	59	1	2
出資等のエクスポージャー	41	59	1	2	41	59	1	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	10,867	8,631	434	345	11,938	9,863	477	394
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー	2,375	—	95	—	2,375	—	95	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,032	1,432	41	57	1,032	1,432	41	57
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	718	799	28	31	721	804	28	32
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	172	110	—	4	172	110	—	4
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,569	6,289	262	251	7,808	7,515	312	300
(2) 証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,662	9,683	386	387	9,668	9,686	386	387
ルック・スルー方式	9,662	9,683	386	387	9,668	9,686	386	387
マンデート方式	—	—	—	—	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	370	—	14	—	370	—	14	—
(5) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	—	△ 57	—	△ 1,425	—	△ 57	—
(6) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—	—	—	—	—
(7) 中央清算機関関連エクスポージャー	5	8	0	0	5	8	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,268	6,000	250	240	6,268	6,000	250	240
ハ.総所要自己資本額(イ+ロ)	111,378	112,027	4,455	4,481	112,472	113,273	4,498	4,530

当金庫の自己資本の充実の状況等について

定量的な開示事項

自己資本の構成に関する事項

自己資本比率		単体ベース	
(単位:百万円)			
項	目	2022年度	2023年度
〈コア資本に係る基礎項目〉(1)			
普通出資等又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		15,969	16,178
うち、出資金及び資本剰余金の額		401	402
うち、利益剰余金の額		15,584	15,799
うち、外部流出予定額(△)		15	23
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		142	141
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		142	141
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)		16,112	16,319
〈コア資本に係る調整項目〉(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		31	64
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		31	64
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		37	46
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)		69	111
〈自己資本〉			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		16,043	16,207
〈リスク・アセット等〉(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		105,109	106,027
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△ 1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		6,268	6,000
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)		111,378	112,027
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))		14.40%	14.46%

自己資本比率		連結ベース	
(単位:百万円)			
項	目	2022年度	2023年度
〈コア資本に係る基礎項目〉(1)			
普通出資等又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		15,981	16,190
うち、出資金及び資本剰余金の額		401	402
うち、利益剰余金の額		15,597	15,812
うち、外部流出予定額(△)		17	25
うち、上記以外に該当するものの額		△ 0	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等		—	—
うち、為替換算調整勘定		—	—
うち、退職給付に係るものの額		—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		87	90
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		146	144
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		146	144
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)		16,214	16,425
〈コア資本に係る調整項目〉(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		31	65
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		31	65
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
退職給付に係る資産の額		37	46
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)		69	111
〈自己資本〉			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		16,145	16,313
〈リスク・アセット等〉(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		106,203	107,273
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△ 1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーショナルリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		6,268	6,000
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナルリスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)		112,472	113,273
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))		14.35%	14.40%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

		単体ベース									
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国	内	262,437	270,607	124,569	126,056	43,763	47,484	39	40	346	150
国	外	31,915	31,122	－	－	31,915	31,122	－	－	－	－
地 域 別 合 計		294,352	301,729	124,569	126,056	75,678	78,606	39	40	346	150
製	造 業	32,559	32,881	24,553	22,975	7,998	9,898	－	－	23	18
農	業、林業	94	84	94	84	－	－	－	－	－	－
漁	業	－	5	－	5	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		39	37	39	37	－	－	－	－	－	－
建	設 業	11,096	10,087	10,446	9,637	650	450	－	－	292	108
電気・ガス・熱供給・水道業		2,574	2,669	274	269	2,300	2,400	－	－	－	－
情 報 通 信 業		1,531	1,021	31	21	1,500	1,000	－	－	－	－
運 輸 業、郵便業		3,714	4,149	2,111	2,227	1,600	1,900	－	－	－	－
卸売業、小売業		9,827	8,852	7,727	6,952	2,100	1,900	－	－	4	1
金 融 業、保険業		114,335	122,936	12,129	16,175	15,197	14,998	－	－	－	－
不 動 産 業		11,598	10,638	11,598	10,638	－	－	－	－	5	－
物 品 賃 貸 業		108	98	108	98	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		235	278	235	278	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		13	27	13	27	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		2,868	2,718	2,568	2,418	300	300	－	－	1	21
生活関連サービス業、娯楽業		1,250	1,387	1,250	1,387	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業		128	177	128	177	－	－	－	－	－	－
医 療、福祉		2,811	2,593	2,811	2,593	－	－	－	－	13	－
その他のサービス業		2,388	2,318	2,385	2,315	－	－	－	－	－	0
国・地方公共団体等		51,186	55,118	14,053	16,259	37,132	38,859	－	－	－	－
個 人		32,006	31,474	32,006	31,474	－	－	－	－	5	－
そ の 他		13,982	12,058	0	0	6,900	6,900	39	40	－	－
業 種 別 合 計		294,352	301,729	124,569	126,056	75,678	78,606	39	40	346	150
1 年 以 下		56,178	69,623	16,643	17,749	5,333	4,931	－	－		
1 年超3年以下		44,918	54,771	8,501	8,233	13,409	11,537	－	－		
3 年超5年以下		22,200	27,240	10,988	12,267	11,111	14,972	－	－		
5 年超7年以下		20,725	26,088	12,585	16,937	6,340	4,351	－	－		
7 年超10 年以下		31,440	25,942	20,965	15,827	5,474	10,115	－	－		
10 年 超		83,474	85,351	54,366	54,553	27,107	25,797	－	－		
期間の定めのないもの		35,517	12,714	518	487	6,900	6,900	39	40		
残存期間別合計		294,352	301,729	124,569	126,056	75,678	78,606	39	40		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算期間関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(単位:百万円)

		連結ベース									
地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国	内	278,217	287,922	124,569	126,056	43,763	47,484	39	40	346	150
国	外	31,915	31,122	－	－	31,915	31,122	－	－	－	－
地 域 別 合 計		310,132	319,044	124,569	126,056	75,678	78,606	39	40	346	150
製	造 業	32,559	32,881	24,553	22,975	7,998	9,898	－	－	23	18
農	業、林業	94	84	94	84	－	－	－	－	－	－
漁	業	－	5	－	5	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		39	37	39	37	－	－	－	－	－	－
建	設 業	11,096	10,087	10,446	9,637	650	450	－	－	292	108
電気・ガス・熱供給・水道業		2,574	2,669	274	269	2,300	2,400	－	－	－	－
情 報 通 信 業		1,531	1,021	31	21	1,500	1,000	－	－	－	－
運 輸 業、郵便業		3,714	4,149	2,111	2,227	1,600	1,900	－	－	－	－
卸売業、小売業		9,827	8,852	7,727	6,952	2,100	1,900	－	－	4	1
金融業、保険業		114,335	122,936	12,129	16,175	15,197	14,998	－	－	－	－
不 動 産 業		11,598	10,638	11,598	10,638	－	－	－	－	5	－
物 品 賃 貸 業		108	98	108	98	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		235	278	235	278	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		13	27	13	27	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		2,868	2,718	2,568	2,418	300	300	－	－	1	21
生活関連サービス業、娯楽業		1,250	1,387	1,250	1,387	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業		128	177	128	177	－	－	－	－	－	－
医 療、福祉		2,811	2,593	2,811	2,593	－	－	－	－	13	－
その他のサービス業		2,388	2,318	2,385	2,315	－	－	－	－	－	0
国・地方公共団体等		51,186	55,118	14,053	16,259	37,132	38,859	－	－	－	－
個 人		32,006	31,474	32,006	31,474	－	－	－	－	5	－
そ の 他		29,772	12,175	0	0	6,900	6,900	39	40	－	－
業 種 別 合 計		310,132	319,044	124,569	126,056	75,678	78,606	39	40	346	150
1 年 以 下		56,178	69,623	16,643	17,749	5,333	4,931	－	－		
1 年 超 3 年 以 下		44,918	54,771	8,501	8,233	13,409	11,537	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		22,200	27,240	10,988	12,267	11,111	14,972	－	－		
5 年 超 7 年 以 下		20,725	26,088	12,585	16,937	6,340	4,351	－	－		
7 年 超 10 年 以 下		31,440	25,942	20,965	15,827	5,474	10,115	－	－		
10 年 超		83,474	85,351	54,366	54,553	27,107	25,797	－	－		
期間の定めのないもの		51,197	12,831	518	487	6,900	6,900	39	40		
残存期間別合計		310,132	319,044	124,569	126,056	75,678	78,606	39	40		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	単体ベース						連結ベース					
	期首残高		期中増減額		期末残高		期首残高		期中増減額		期末残高	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
一般貸倒引当金	115	142	26	△ 1	142	140	118	144	26	0	144	144
個別貸倒引当金	1,663	1,743	80	△ 231	1,743	1,512	1,663	1,746	83	△ 227	1,746	1,519
合 計	1,779	1,886	107	△ 232	1,886	1,653	1,781	1,891	110	△ 227	1,891	1,663

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	単体ベース							
	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高			
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製 造 業	893	822	△ 71	△ 37	822	785	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	25	24	△ 1	△ 1	24	23	—	—
建設業	235	238	3	△ 136	238	102	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	40	—	△ 40	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	53	63	10	—	63	63	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	132	367	235	△ 47	367	320	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	162	102	△ 60	△ 8	102	94	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	6	—	6	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	59	75	16	△ 4	75	71	—	—
その他のサービス業	4	4	—	1	4	5	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	55	47	△ 8	△ 9	47	38	—	—
合 計	1,663	1,743	80	△ 231	1,743	1,512	—	—

(単位:百万円)

	連結ベース							
	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高			
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製 造 業	893	822	△ 71	△ 33	822	789	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	25	24	△ 1	△ 1	24	23	—	—
建設業	235	238	3	△ 136	238	102	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	40	—	△ 40	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	53	63	10	1	63	64	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	132	367	235	△ 47	367	320	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	162	102	△ 60	△ 8	102	94	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	6	—	6	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	59	76	17	△ 4	76	72	—	—
その他のサービス業	4	4	—	1	4	5	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	55	47	△ 8	△ 9	47	38	—	—
合 計	1,663	1,746	83	△ 226	1,746	1,519	—	—

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分 (%)	単体ベース				連結ベース			
	エクスポージャーの額				エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度		2022年度		2023年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	7,017	46,236	6,523	49,843	7,017	46,236	6,523	49,843
2%	—	—	—	—	—	—	—	—
10%	—	15,779	—	11,032	—	15,779	—	11,032
20%	2,100	113,841	3,500	117,302	2,100	113,928	3,500	117,360
35%	—	12,589	—	12,301	—	12,589	—	12,301
40%	—	—	401	—	—	—	401	—
50%	11,499	116	12,449	148	11,499	99	12,449	148
70%	—	—	3,862	—	—	—	3,862	—
75%	—	40,024	—	41,805	—	40,024	—	41,805
100%	3,849	35,685	4,252	34,638	38,947	38,947	4,252	35,864
120%	—	—	1,808	—	—	—	1,808	—
150%	—	193	752	139	—	193	752	139
200%	—	—	—	—	—	—	—	—
250%	—	1,237	—	319	—	1,238	—	321
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	290,169		301,079		291,497		302,366	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	単体ベース						連結ベース					
	適格金融 資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ		適格金融 資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	2,891	2,634	12,489	28,938	—	—	2,891	2,634	12,489	28,938	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方式

単体・連結とも、カレント・エクスポージャー方式

(単位:百万円)

	単体ベース				連結ベース			
	担保による信用リスク削減 手法の効果を勘案する 前の与信相当額		担保による信用リスク削減 手法の効果を勘案した 後の与信相当額		担保による信用リスク削減 手法の効果を勘案する 前の与信相当額		担保による信用リスク削減 手法の効果を勘案した 後の与信相当額	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
(1) 派 生 商 品 取 引 合 計	39	40	7	8	39	40	7	8
①外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—
②金利関連取引	39	40	7	8	39	40	7	8
③金関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—
④株式関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—	—	—
(2) 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	39	40	7	8	39	40	7	8

(注) 本欄の派生商品取引は投資信託の裏付資産の一部であるため、グロス再構築コストの額等を算定していません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する定期的な開示はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	単体ベース				連結ベース			
	貸借対照表計上額		時 価		貸借対照表計上額		時 価	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
上 場 株 式 等	—	17	—	17	—	17	—	17
非上場株式等	1,056	1,415	1,056	1,415	1,056	1,415	1,056	1,415
合 計	1,056	1,432	1,056	1,432	1,056	1,432	1,056	1,432

(注) 当項目に該当するもののうち、上場投資信託(ETF)は、上場株式等を含めています。

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	単体ベース		連結ベース	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
売 却 益	1	5	1	5
売 却 損	△ 32	—	△ 32	—
償 却	—	—	—	—

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	単体ベース		連結ベース	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
評 価 損 益	—	△ 1	—	△ 1

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	単体ベース		連結ベース	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
評 価 損 益	—	—	—	—

金利リスクに関する事項

IRRBB 1:金利リスク

(単位:百万円)

項 番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE		△NII		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,950	9,009	110	40				
2	下方パラレルシフト	0	0	28	46				
3	ステイク化	8,157	8,332						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	8,950	9,009	110	46				
8	自己資本の額	ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
		16,207		16,043					

(注) 金利リスクの算定手法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

連結対象子会社の主な事業の概要

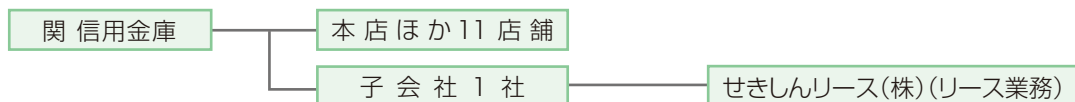
子会社であるせきしんリース(株)は、リース業務を通じて設備投資時の資金負担及び、減価償却計算の事務負担の軽減、設備の更新・技術革新に対しても適切かつスピーディーな対応等、お客様の事業拡大に役立つことを考えております。リース業務におきましては、リース契約件数は前期比43件増加の199件、検収契約額は前期比240百万円増加の726百万円となりました。

預金積金の期末残高は299,972百万円、貸出金の期末残高は125,745百万円となりました。また、連結総資産は316,362百万円、連結純資産は13,794百万円となりました。

収益の状況は、連結経常利益は334,952千円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は231,452千円となりました。

連結自己資本比率につきましては14.40%となりました。

連結対象会社の概況



子会社の状況

会 社 名	／せきしんリース株式会社	主 要 業 務 内 容	／リース業務
所 在 地	／関市弥生町3丁目3番3号	設 立 年 月 日	／昭和62年12月7日
T E L	／(0575)24-6886	当 金 庫 議 決 権 比 率	／30%
資 本 金	／20百万円	子 会 社 の 議 決 権 比 率	／ 0%

連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2022年度	2023年度	科 目	2022年度	2023年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 け 金	87,239	93,154	預 金 積 金	290,047	299,972
買 入 金 銭 債 権	2,107	2,075	そ の 他 負 債	1,934	2,244
金 銭 の 信 託	0	0	退 職 給 付 に 係 る 負 債	25	23
有 価 証 券	86,077	88,621	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	74	80
貸 出 金	124,307	125,745	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	3	3
そ の 他 資 産	2,858	3,341	偶 発 損 失 引 当 金	35	45
有 形 固 定 資 産	3,570	3,687	繰 延 税 金 負 債	—	—
建 物	1,467	1,399	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	46	46
土 地	1,746	1,811	債 務 保 証	121	150
リ ー ス 資 産	199	241	負 債 の 部 合 計	292,289	302,567
建 設 仮 勘 定	—	72	(純 資 産 の 部)		
その他の有形固定資産	156	163	出 資 金	401	402
無 形 固 定 資 産	43	89	利 益 剰 余 金	15,597	15,812
ソ フ ト ウ ェ ア	4	2	処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
リ ー ス 資 産	13	61	会 員 勘 定 合 計	15,998	16,215
その他の無形固定資産	25	26	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,358	△ 2,141
退 職 給 付 に 係 る 資 産	37	46	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 370	△ 370
繰 延 税 金 資 産	1,175	1,113	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,729	△ 2,511
債 務 保 証 見 返	121	150	非 支 配 株 主 持 分	87	90
貸 倒 引 当 金	△ 1,892	△ 1,664	純 資 産 の 部 合 計	13,356	13,794
資 産 の 部 合 計	305,645	316,362	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	305,645	316,362

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	2022年度	2023年度
経常収益	3,606,983	3,338,387
資金運用収益	2,990,089	2,749,034
貸出金利息	1,668,650	1,618,563
預け金利息	94,562	126,140
有価証券利息配当金	1,190,438	968,052
その他の受入利息	36,438	36,278
役務取引等収益	333,218	312,654
その他業務収益	257,042	236,959
その他経常収益	26,632	39,738
貸倒引当金戻入益	—	32,517
その他の経常収益	26,632	7,220
経常費用	3,267,263	3,003,435
資金調達費用	52,735	58,973
預金利息	52,485	58,630
給付補填備金繰入額	249	342
役務取引等費用	316,892	301,160
その他業務費用	360,916	264,840
経 費	2,337,231	2,318,527
その他経常費用	199,487	59,933
貸倒引当金繰入額	152,772	—
その他の経常費用	46,714	59,933
経常利益	339,719	334,952
特別利益	928	—
固定資産処分益	928	—

科 目	2022年度	2023年度
特別損失	1,029	1,229
固定資産処分損	457	0
減損損失	572	1,229
税金等調整前当期純利益	339,617	333,722
法人税、住民税及び事業税	89,950	118,287
法人税等調整額	21,132	△20,420
当期純利益	228,534	235,856
非支配株主に帰属する当期純利益	1,475	4,404
親会社株主に帰属する当期純利益	227,059	231,452

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	2022年度	2023年度
利益剰余金期首残高	15,388,250	15,597,019
利益剰余金増加高	224,594	231,452
親会社株主に帰属する当期純利益	224,594	231,452
利益剰余金減少高	15,825	15,899
配当金	15,825	15,899
自己優先出資償却額	—	—
利益剰余金期末残高	15,597,019	15,812,572

主要な経営指標等

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
連 結 経 常 収 益	3,546	3,730	3,510	3,606	3,338
連 結 経 常 利 益	312	429	452	339	334
親会社株主に帰属する当期純利益	167	312	234	227	231
連 結 純 資 産 額	14,921	16,353	15,332	13,356	13,794
連 結 総 資 産 額	268,865	290,631	304,231	305,645	316,362
連 結 自 己 資 本 比 率	14.37%	14.60%	13.92%	14.35%	14.40%

連結リスク管理債権

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	206	1,796
危 険 債 権	5,415	3,907
要 管 理 債 権	127	111
三 月 以 上 延 滞 債 権	13	0
貸 出 条 件 緩 和 債 権	114	111
合 計	5,749	5,816

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部でリースの事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。その開示項目は信用金庫法施行規則等に定められておりますが、その各項目は以下のページに掲載しています。

単体ベースの項目〈信用金庫法施行規則第132条による開示項目〉

●金庫の概況及び組織に関する事項

イ 事業の組織	4
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	3
ハ 事務所の名称及び所在地	22

●金庫の主要な事業の内容

4

●金庫の主要な事業に関する事項

イ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	30
(1) 経常収益	30
(2) 経常利益又は経常損失	30
(3) 当期純利益又は当期純損失	30
(4) 出資総額及び出資総口数	30
(5) 純資産額	30
(6) 総資産額	30
(7) 預金積金残高	30
(8) 貸出金残高	30
(9) 有価証券残高	30
(10) 単体自己資本比率	30
(11) 出資に対する配当金	30
(12) 職員数	30

ロ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

・主要な業務の状況を示す指標

(1) 業務粗利益及び業務粗利益率並びに資金運用収支、 役務取引等収支及びその他業務収支	37
(2) 業務純益	37
(3) 総資金利鞘	37
(4) 総資産利益率	37
(5) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	37
(6) 受取利息及び支払利息の増減	37

・預金に関する指標

(1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金及び その他の預金の平均残高	38
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	38

・貸出金等に関する指標

(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	38
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	38
(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	39
(4) 使途別の貸出金残高	39
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	39
(6) 預貸率の期末値及び期中平均値	39

・有価証券に関する指標

(1) 商品有価証券の種類別の平均残高	40
(2) 有価証券の残存期間別残高	40
(3) 有価証券の種類別の平均残高	40
(4) 預託率の期末値及び期中平均値	40

●金庫の事業の運営に関する事項

イ リスク管理の態勢	10
ロ 法令遵守の態勢	9
ハ 金融ADR制度への対応	7

●金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

31～32

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

42

- (1) 破綻先債権に該当する貸出金
- (2) 延滞債権に該当する貸出金
- (3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金
- (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金

ハ 自己資本の充実の状況

44～53

ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) 第102条第1項第5号に掲げる取引

ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

40

ヘ 貸出金償却の額

40

ト 会計監査人の監査を受けている旨

32

連結ベースの項目〈信用金庫法施行規則第133条による開示項目〉

●金庫及びその子会社等の概況に関する事項

イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

54

ロ 金庫の子会社等に関する事項

- (1) 名称
- (2) 主たる営業所又は事業所の所在地
- (3) 資本金又は出資金
- (4) 事業の内容
- (5) 設立年月日
- (6) 当金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は
総出資者の議決権に占める割合
- (7) 当金庫の上記(1)で規定する子会社等(以下当該子会社等という。)以外の子会社等が保有する当該子会社等の
議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

●金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

イ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標

- (1) 経常収益
- (2) 経常利益
- (3) 当期純利益
- (4) 純資産額
- (5) 総資産額
- (6) 連結自己資本比率

●金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産

の状況に関する事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

54～55

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

55

- (1) 破綻先債権に該当する貸出金
- (2) 延滞債権に該当する貸出金
- (3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金
- (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金

ハ 自己資本の充実の状況

44～53

ニ 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営ん

でいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの(事業の種類別セグメント情報)

55

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に基づく開示項目

●資産の査定公表

43



——地元とともに——
関信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/seki1534/>

当金庫ではスマートフォンのアプリ「LINE」において、「LINE@」のアカウントを開設いたしました。「友だち登録」していただいたお客さまにキャンペーン情報や地域のイベント等をご提供いたします。公式アカウントからIDまたは公式アカウントを検索するか右のQRコードを読み込んでください。

(ID:dum4286b)



関市イメージキャラクター
「関*はもみん」